

平成29年度
市税概要



目 次

I 寝屋川市の概要

1 市の位置	1
2 市の沿革	1
3 人口・世帯	2

II 市の財政

1 一般会計予算額及び決算額	3
(1) 歳入	3
(2) 歳出	3

III 市税の総括

1 市税収入額等の推移	5
2 税目別調定額及び収入額	6
3 市税調定額の構成比	7
4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額	7

IV 市民税

1 個人市民税	
(1) 納税義務者数	9
(2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3) 調定額	10
(4) 納税義務者1人あたり調定額	10
(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等	11
2 法人市民税	
(1) 納税者数	13
(2) 調定額	13
(3) 業種別調定額	14
(4) e L T A Xによる電子申告書提出件数	14

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税	
(1) 納税義務者数	15
(2) 調定額	15
(3) 土地	16
(4) 家屋	17
(5) 償却資産	18
(6) 交付金・納付金	19

2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	19
VI	軽自動車税、市たばこ税及び入湯税	
1	軽自動車税	
(1)	車種別課税台数及び調定額	21
2	市たばこ税	
(1)	調定額等	22
3	入湯税	
(1)	調定額等	22
VII	地方譲与税及び府交付金等	
1	地方譲与税	23
2	府交付金等	23
VIII	徴収	
1	徴収率の推移	25
2	歳出還付金、還付加算金	26
3	不納欠損額	26
4	平成28年度口座振替（自動払込）額	26
IX	その他	
1	徴税費の状況	27
2	税務機構及び事務分掌	28
3	税務職員の年齢及び経験年数等	29
4	税務職員の手当	29
5	固定資産評価審査委員会委員	30
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数等調	30
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	31
(2)	証明手数料収入額（税務室分）	32
※	税率の変遷	
	市民税の税歴	33
	諸税の税歴	53
	主な税制改正（平成28年度適用）	64

I 寝屋川市の概要

1	市の位置	1
2	市の沿革	1
3	人口・世帯	2

I 寝屋川市の概要

1 市の位置

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より 15 km、京都市域の中心より 35 km の距離にあります。

また、本市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市、摂津市に接し、南部は守口市、門真市、大東市及び四條畷市と、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

○ 市の広さ

面積	24.70 km ²
東西	6.89 km
南北	7.22 km

2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、本市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九箇荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

そのような中、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて、年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、人口約 25 万人の都市となりました。

現在、人口減少時代の到来、少子高齢化による人口構造の変化などにより、人口は約 23 万人で推移しています。

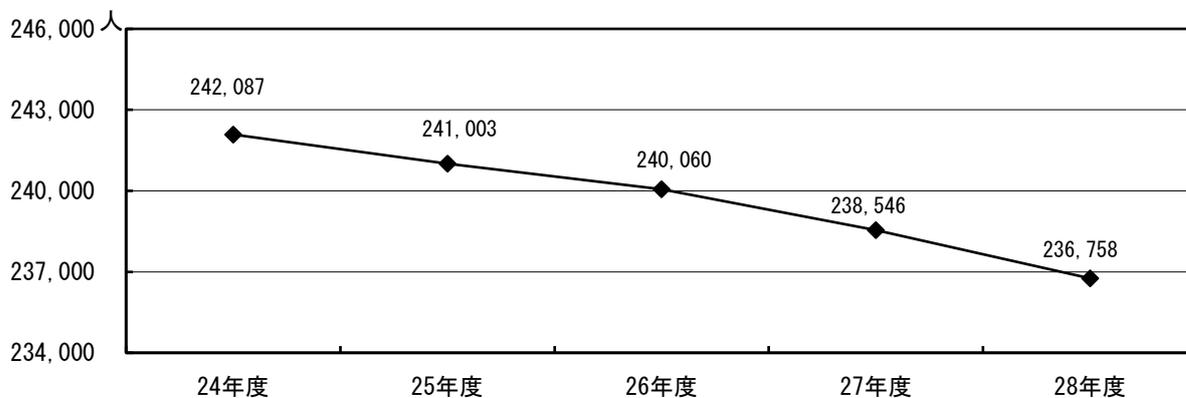
3 人口・世帯

(単位：人、世帯、%)

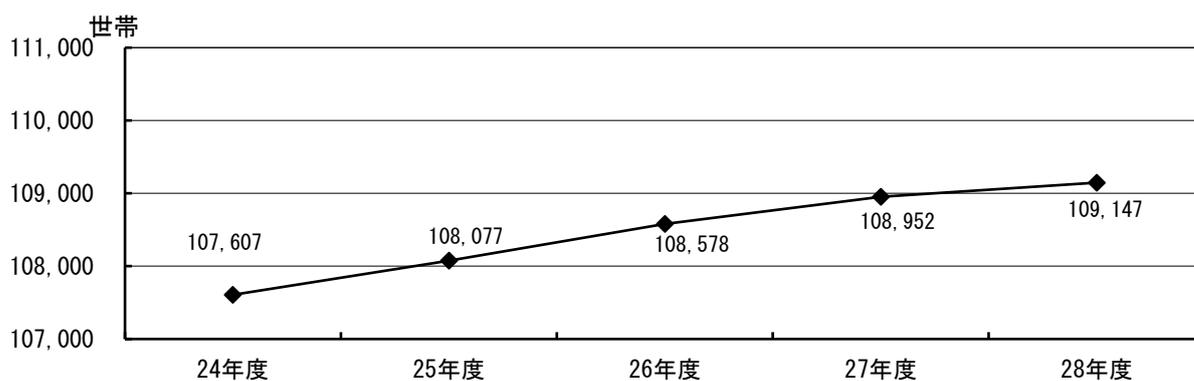
年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
人口	242,087	241,003	240,060	238,546	236,758
世帯数	107,607	108,077	108,578	108,952	109,147
一世帯あたりの人口	2.25	2.23	2.21	2.19	2.17
1km ² あたりの人口密度	9,789	9,745	9,719	9,658	9,585
人口の前年度比	99.7	99.6	99.6	99.4	99.3
平成24年度を100とした場合の人口指数	100.0	99.3	98.9	98.3	97.8

(人口・世帯数は、外国人登録を含む。各年度末現在)

人口の推移



世帯数の推移



Ⅱ 市の財政

1	一般会計予算額及び決算額・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1)	歳入・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	歳出・・・・・・・・・・・・・・・・	3

II 市の財政

1 一般会計予算額及び決算額

(1) 歳入

(単位：千円、%)

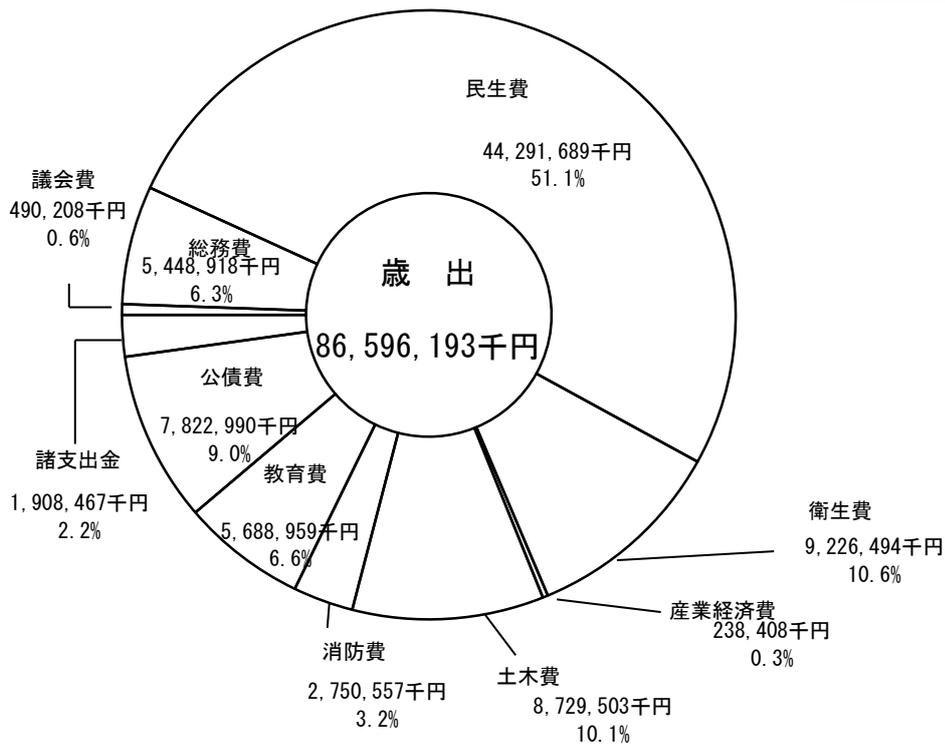
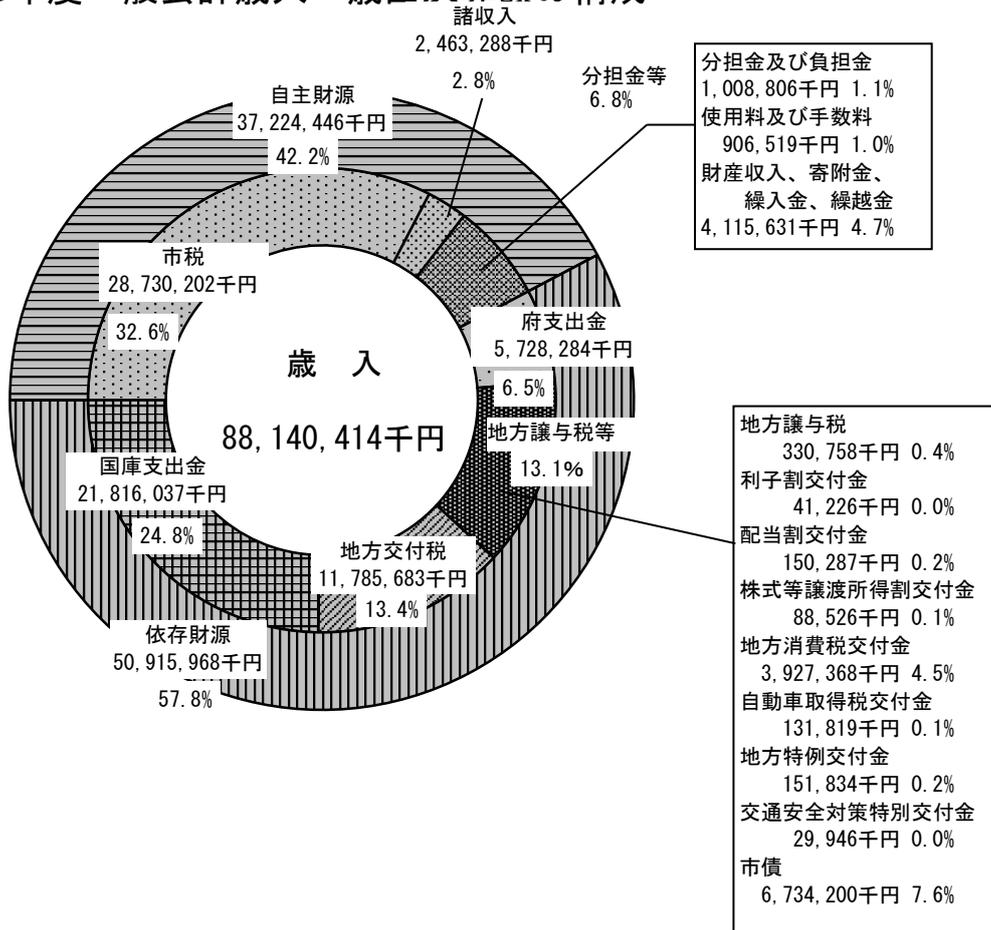
款 別	27年度				28年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
市 税	28,577,803	99.8	28,480,242	100.0	28,569,859	100.0	28,730,202	100.9
市 民 税	13,250,176	100.4	13,080,454	101.0	13,021,837	98.3	13,094,611	100.1
固 定 資 産 税	11,010,190	99.5	11,045,126	99.2	11,197,696	101.7	11,252,802	101.9
軽 自 動 車 税	213,574	105.0	215,651	103.3	265,180	124.2	270,168	125.3
市 た ば こ 税	1,622,100	96.9	1,676,711	99.0	1,602,298	98.8	1,613,972	96.3
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入 湯 税	4,666	94.1	4,745	99.5	4,836	103.6	22,256	469.0
都 市 計 画 税	2,477,097	98.9	2,457,555	99.0	2,478,012	100.0	2,476,393	100.8
地 方 譲 与 税	309,010	97.2	332,020	105.3	326,010	105.5	330,758	99.6
利 子 割 交 付 金	106,000	84.8	96,500	83.6	85,000	80.2	41,226	42.7
配 当 割 交 付 金	298,000	158.5	226,444	72.6	591,000	198.3	150,287	66.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	114,000	308.1	248,375	151.2	308,000	270.2	88,526	35.6
地 方 消 費 税 交 付 金	3,588,000	164.0	4,350,190	175.6	4,249,000	118.4	3,927,368	90.3
自 動 車 取 得 税 交 付 金	110,000	126.4	120,672	156.0	104,000	94.5	131,819	109.2
地 方 特 例 交 付 金	171,468	93.8	161,213	93.7	167,178	97.5	151,834	94.2
地 方 交 付 税	11,909,854	99.7	11,909,854	96.4	11,289,163	94.8	11,785,683	99.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	30,000	81.1	32,014	105.9	33,000	110.0	29,946	93.5
分 担 金 及 び 負 担 金	1,007,024	91.4	971,347	88.2	1,030,859	102.4	1,008,806	103.9
使 用 料 及 び 手 数 料	863,239	117.0	844,798	116.0	904,433	104.8	906,519	107.3
国 庫 支 出 金	20,088,697	100.5	19,647,274	103.9	23,301,234	116.0	21,816,037	111.0
府 支 出 金	5,985,986	95.7	5,893,178	99.1	6,220,487	103.9	5,728,284	97.2
財 産 収 入	111,784	88.0	103,250	69.8	204,409	182.9	232,114	224.8
寄 附 金	96,908	769.1	96,858	801.5	9,573	9.9	8,399	8.7
繰 入 金	1,081,434	55.3	768,811	40.2	2,261,559	209.1	2,239,695	291.3
諸 収 入	2,136,205	179.0	1,543,508	170.9	2,709,374	126.8	2,463,288	159.6
市 債	6,193,500	91.8	4,569,500	93.4	8,515,100	137.5	6,734,200	147.4
繰 越 金	1,415,159	138.5	1,415,159	138.5	1,635,423	115.6	1,635,423	115.6
計	84,194,071	101.6	81,811,207	102.2	92,514,661	109.9	88,140,414	107.7

(2) 歳出

(単位：千円、%)

款 別	27年度				28年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
議 会 費	547,279	103.0	534,360	102.6	503,042	91.9	490,208	91.7
総 務 費	6,616,248	115.1	6,011,096	112.8	5,977,834	90.4	5,448,918	90.6
民 生 費	44,324,338	101.8	43,295,330	103.0	46,036,897	103.9	44,291,689	102.3
衛 生 費	5,139,664	112.2	4,889,163	113.1	9,533,672	185.5	9,226,494	188.7
産 業 経 済 費	552,998	145.6	372,937	164.5	263,318	47.6	238,408	63.9
土 木 費	7,307,438	114.0	6,248,668	113.2	10,564,336	144.6	8,729,503	139.7
消 防 費	2,917,194	105.4	2,904,032	105.2	2,756,468	94.5	2,750,557	94.7
教 育 費	6,633,016	89.7	5,986,118	90.3	6,918,326	104.3	5,688,959	95.0
災 害 復 旧 費	50	100.0	0	0.0	50	100.0	0	0.0
公 債 費	7,527,489	81.6	7,406,020	81.5	7,956,052	105.7	7,822,990	105.6
諸 支 出 金	2,530,466	113.8	2,528,060	113.7	1,910,014	75.5	1,908,467	75.5
予 備 費	97,891	109.2	0	0.0	94,652	96.7	0	0.0
計	84,194,071	101.6	80,175,784	101.9	92,514,661	109.9	86,596,193	108.0

平成28年度一般会計歳入・歳出決算額の構成



Ⅲ 市税の総括

1	市税収入額等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	税目別調定額及び収入額・・・・・・・・・・・・	6
3	市税調定額の構成比・・・・・・・・・・・・・・	7
4	1人あたり、1世帯あたりの市税収入額・・・・	7

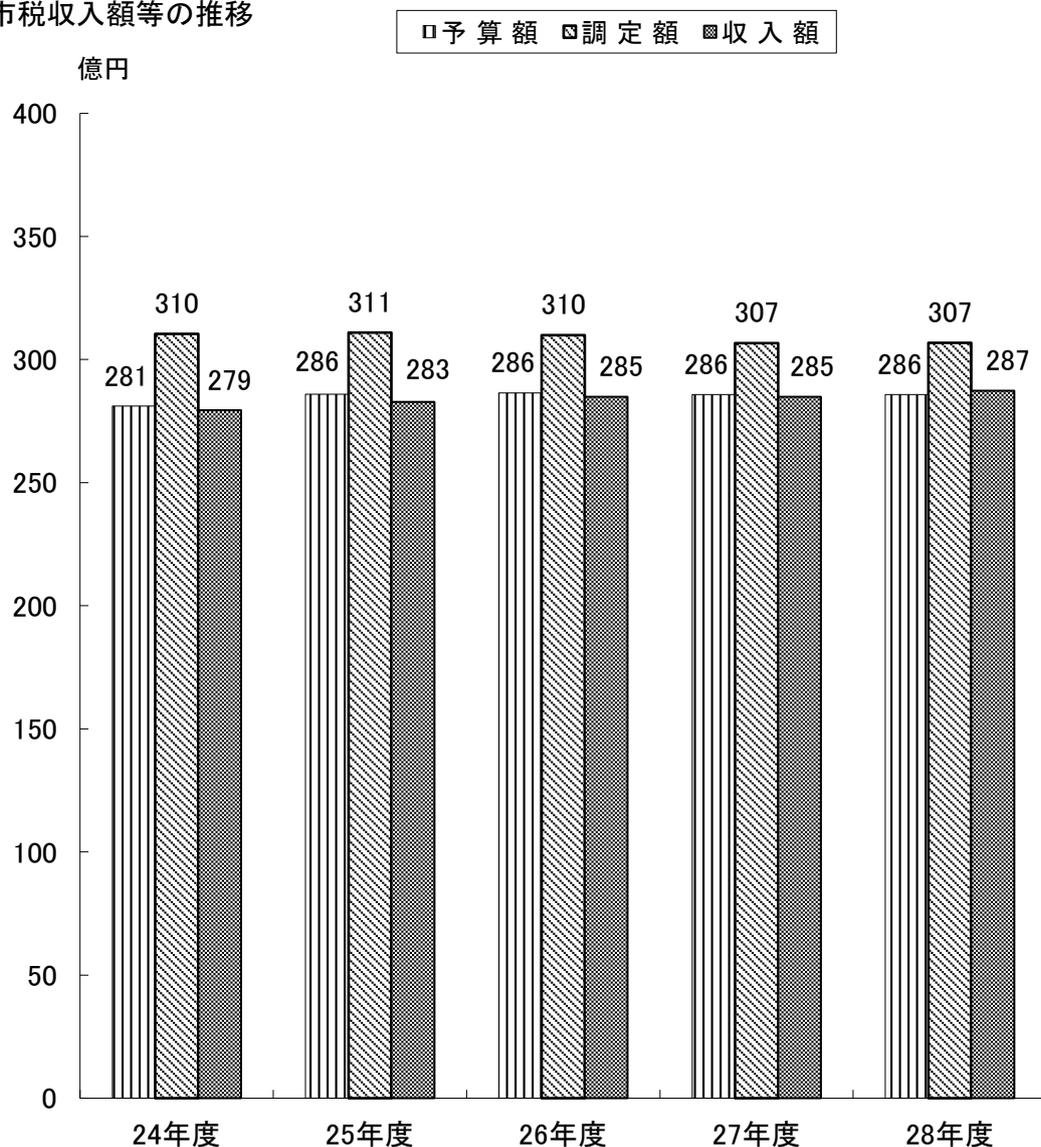
Ⅲ 市税の総括

1 市税収入額等の推移

(単位：千円、%)

区分 年度	予 算 額		調 定 額		収 入 額	
		前年度比		前年度比		前年度比
24	28,110,245	99.0	31,041,868	99.0	27,938,969	99.9
25	28,591,064	101.7	31,098,819	100.2	28,279,333	101.2
26	28,646,745	100.2	30,990,513	99.7	28,484,430	100.7
27	28,577,803	99.8	30,667,218	99.0	28,480,242	100.0
28	28,569,859	100.0	30,682,930	100.1	28,730,202	100.9

市税収入額等の推移



2 税目別調定額及び収入額

(単位：千円、%)

税目		年度	26年度			27年度			28年度		
			調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
市 民 税	個人	現年	10,901,039	10,629,005	97.5	11,116,426	10,870,039	97.8	11,149,467	10,926,183	98.0
		滞繰	762,962	268,132	35.1	645,486	257,559	39.9	547,583	240,398	43.9
		計	11,664,001	10,897,137	93.4	11,761,912	11,127,598	94.6	11,697,050	11,166,581	95.5
	法人	現年	2,057,893	2,047,342	99.5	1,948,970	1,939,986	99.5	1,930,964	1,923,889	99.6
		滞繰	54,434	11,986	22.0	45,110	12,870	28.5	32,729	4,141	12.7
		計	2,112,327	2,059,328	97.5	1,994,080	1,952,856	97.9	1,963,693	1,928,030	98.2
	計			13,776,328	12,956,465	94.0	13,755,992	13,080,454	95.1	13,660,743	13,094,611
固定 資産 税	純固定資産税	現年	10,774,761	10,568,838	98.1	10,678,837	10,488,429	98.2	10,918,503	10,758,472	98.5
		滞繰	1,155,017	283,429	24.5	1,023,853	269,699	26.3	891,522	207,736	23.3
		計	11,929,778	10,852,267	91.0	11,702,690	10,758,128	91.9	11,810,025	10,966,208	92.9
	交付金	現年	286,652	286,652	100.0	286,998	286,998	100.0	286,594	286,594	100.0
	計			12,216,430	11,138,919	91.2	11,989,688	11,045,126	92.1	12,096,619	11,252,802
軽自動車税	現年	213,158	202,426	95.0	218,870	207,069	94.6	279,872	264,440	94.5	
	滞繰	44,053	6,397	14.5	35,807	8,582	24.0	32,739	5,728	17.5	
	計	257,211	208,823	81.2	254,677	215,651	84.7	312,611	270,168	86.4	
市たばこ税	現年	1,693,880	1,693,880	100.0	1,676,711	1,676,711	100.0	1,613,972	1,613,972	100.0	
特別土地保有税	現年	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
	滞繰	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	
	計	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	
入湯税	現年	4,770	4,770	100.0	4,745	4,745	100.0	22,256	22,256	100.0	
都市計画税	現年	2,463,028	2,411,704	97.9	2,438,317	2,391,005	98.1	2,461,964	2,424,984	98.5	
	滞繰	284,726	69,869	24.5	252,948	66,550	26.3	220,625	51,409	23.3	
	計	2,747,754	2,481,573	90.3	2,691,265	2,457,555	91.3	2,682,589	2,476,393	92.3	
合計	現年	28,395,181	27,844,617	98.1	28,369,874	27,864,982	98.2	28,663,592	28,220,790	98.5	
	滞繰	2,595,332	639,813	24.7	2,297,344	615,260	26.8	2,019,338	509,412	25.2	
	計	30,990,513	28,484,430	91.9	30,667,218	28,480,242	92.9	30,682,930	28,730,202	93.6	

3 市税調定額の構成比

(単位：%)

年度 税目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
個人市民税	38.7	38.1	37.7	38.4	38.1
法人市民税	6.2	6.4	6.8	6.5	6.4
固定資産税	39.4	39.3	39.4	39.1	39.4
軽自動車税	0.8	0.8	0.8	0.8	1.0
市たばこ税	5.0	5.6	5.5	5.5	5.3
特別土地保有税	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0
入湯税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
都市計画税	9.0	8.9	8.9	8.8	8.7

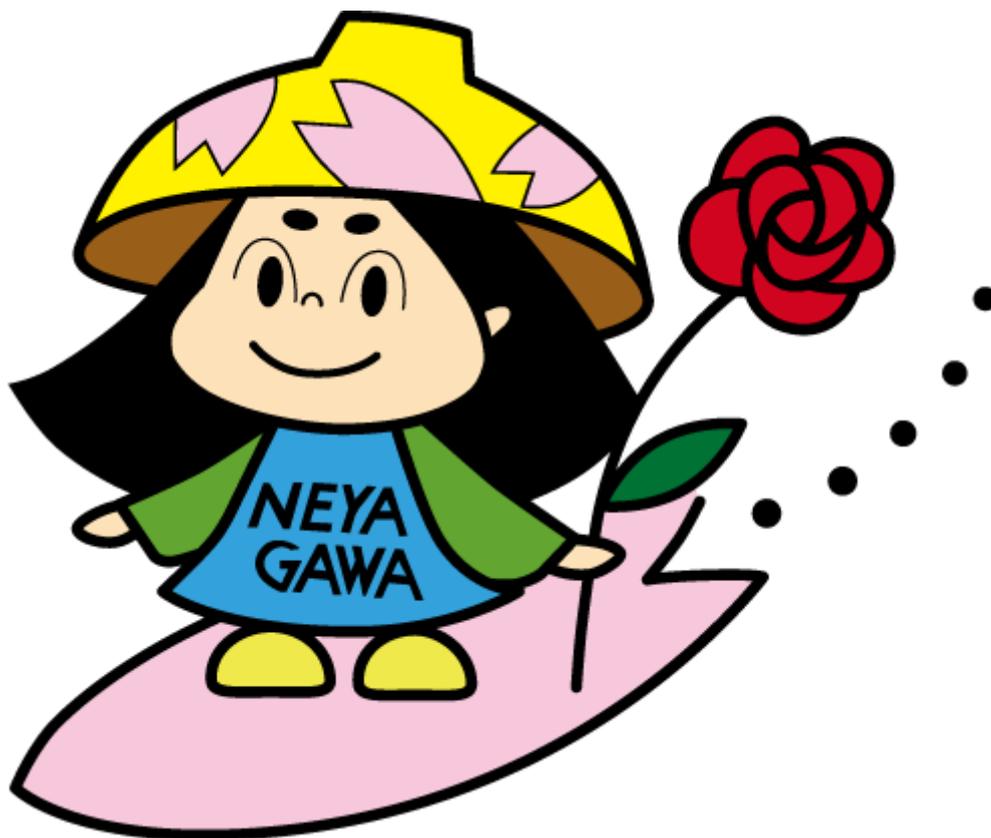
4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額

(単位：円)

	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
人口	242,087人		241,003人		240,060人		238,546人		236,758人	
世帯数	107,607世帯		108,077世帯		108,578世帯		108,952世帯		109,147世帯	
	1人 あたり	1世帯 あたり								
市 民 税	53,057	119,365	53,544	119,398	53,972	119,329	54,834	120,057	55,308	119,972
個人市民税	45,408	102,157	45,594	101,671	45,394	100,362	46,648	102,133	47,165	102,308
法人市民税	7,649	17,208	7,950	17,727	8,578	18,967	8,186	17,924	8,143	17,664
固 定 資 産 税	45,003	101,244	45,516	101,498	46,401	102,589	46,302	101,376	47,529	103,098
軽 自 動 車 税	803	1,807	831	1,852	870	1,923	904	1,979	1,141	2,475
市 た ば こ 税	6,398	14,393	7,242	16,149	7,056	15,601	7,029	15,390	6,817	14,787
特 別 土 地 保 有 地 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入 湯 税	30	68	22	50	20	44	20	44	94	204
都 市 計 画 税	10,118	22,762	10,185	22,712	10,337	22,855	10,302	22,556	10,459	22,689
合 計	115,409	259,639	117,340	261,659	118,656	262,341	119,391	261,402	121,348	263,225

(人口・世帯数は、外国人登録含む。各年度末現在)

はちかづきちゃん



- **特徴**…寝屋川市に古くから伝わる民話の主人公「鉢かづき姫」をモチーフにした、かわいい女の子のキャラクター
- **性格**…心やさしく、明るい性格
- **好きなもの**…バラや桜をはじめとした、お花がとても大好き
- **出身地**…寝屋川市

IV 市民税

1	個人市民税	
(1)	納税義務者数	9
(2)	e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3)	調定額	10
(4)	納税義務者1人あたり調定額	10
(5)	所得者別市民税負担額及び所得者(所得割を納める者)別所得金額等	11
2	法人市民税	
(1)	納税者数	13
(2)	調定額	13
(3)	業種別調定額	14
(4)	e L T A Xによる電子申告書提出件数	14

IV 市民税

1 個人市民税

(1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分	年度	26年度			27年度			28年度		
		納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比
普通徴収	所得割のみ	4,977	91.7	12.4	4,742	95.3	12.2	4,759	100.4	12.3
	均等割のみ	3,236	99.8	8.1	3,178	98.2	8.1	3,304	104.0	8.6
	均等割・所得割	31,864	96.6	79.5	31,073	97.5	79.7	30,566	98.4	79.1
	計	40,077	96.2	100.0	38,993	97.3	100.0	38,629	99.1	100.0
	所得割	36,841	95.9		35,815	97.2		35,325	98.6	
	均等割	35,100	96.9		34,251	97.6		33,870	98.9	
給与特別徴収	所得割のみ	286	85.6	0.5	310	108.4	0.5	273	88.1	0.4
	均等割のみ	1,164	105.0	1.9	1,149	98.7	1.9	1,206	105.0	1.9
	均等割・所得割	58,908	101.4	97.6	59,904	101.7	97.6	61,301	102.3	97.7
	計	60,358	101.3	100.0	61,363	101.7	100.0	62,780	102.3	100.0
	所得割	59,194	101.3		60,214	101.7		61,574	102.3	
	均等割	60,072	101.4		61,053	101.6		62,507	102.4	
公的年金特別徴収	所得割のみ	1,456	111.1	9.2	1,522	104.5	9.7	1,695	111.4	10.5
	均等割のみ	2,579	109.9	16.2	2,772	107.5	17.6	2,913	105.1	18.0
	均等割・所得割	11,848	100.7	74.6	11,445	96.6	72.7	11,584	101.2	71.5
	計	15,883	103.0	100.0	15,739	99.1	100.0	16,192	102.9	100.0
	所得割	13,304	101.8		12,967	97.5		13,279	102.4	
	均等割	14,427	102.3		14,217	98.5		14,497	102.0	
合計	所得割のみ	6,719	95.0	5.8	6,574	97.8	5.7	6,727	102.3	5.7
	均等割のみ	6,979	104.2	6.0	7,099	101.7	6.1	7,423	104.6	6.3
	均等割・所得割	102,620	99.8	88.2	102,422	99.8	88.2	103,451	101.0	88.0
	計	116,318	99.7	100.0	116,095	99.8	100.0	117,601	101.3	100.0
	所得割	109,339	99.5		108,996	99.7		110,178	101.1	
	均等割	109,599	100.0		109,521	99.9		110,874	101.2	
特別徴収義務者数		19,504	101.5		19,842	101.7		20,377	102.7	

※ 退職所得は、給与特別徴収の所得割に含む。

(2) eL TAXによる給与支払報告書提出件数

	26年度	27年度	28年度
電子申告件数	40,199件	44,028件	52,033件
電子申告率	31.6%	35.3%	39.1%

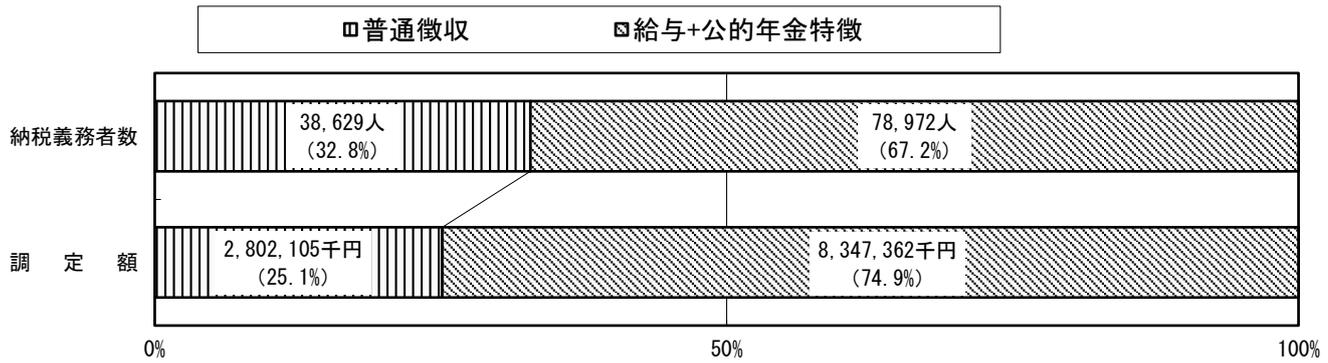
(3) 調定額

(単位：千円、%)

年度 区分		26年度			27年度			28年度			
		調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	
普通徴収	所得割	2,763,262	97.7		2,792,470	101.1		2,696,120	96.5		
	均等割	110,244	113.1		108,190	98.1		105,985	98.0		
	計	2,873,506	98.2	26.4	2,900,660	100.9	26.1	2,802,105	96.6	25.1	
特別徴収	給与	所得割	7,335,211	99.2		7,538,262	102.8		7,662,005	101.6	
		均等割	197,422	115.6		204,997	103.8		209,815	102.4	
		計	7,532,633	99.6	69.1	7,743,259	102.8	69.7	7,871,820	101.7	70.6
	公的年金	所得割	450,653	99.8		427,950	95.0		430,666	100.6	
		均等割	44,247	119.8		44,557	100.7		44,876	100.7	
		計	494,900	101.3	4.5	472,507	95.5	4.2	475,542	100.6	4.3
合計	所得割	10,549,126	98.8		10,758,682	102.0		10,788,791	100.3		
	均等割	351,913	115.3		357,744	101.7		360,676	100.8		
	計	10,901,039	99.3	100.0	11,116,426	102.0	100.0	11,149,467	100.3	100.0	

※ 退職所得は、特別徴収の給与の所得割に含む。

平成28年度納税義務者数及び調定額の構成



(4) 納税義務者1人あたり調定額

(単位：円、%)

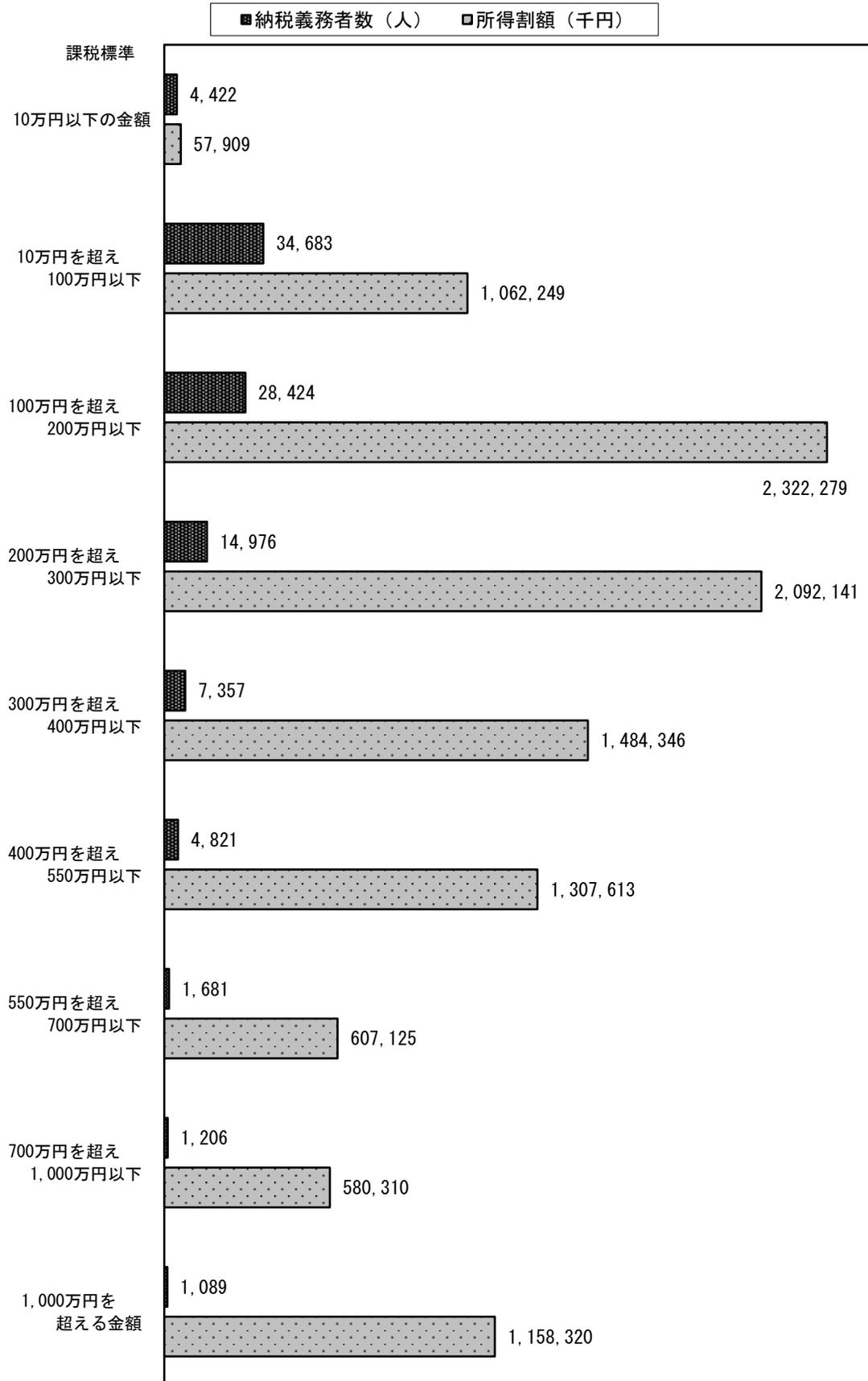
年度 区分		26年度		27年度		28年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
普通徴収		71,700	102.0	74,389	103.8	72,539	97.5
給与特別徴収		124,799	98.3	126,188	101.1	125,387	99.4
公的年金特別徴収		31,159	98.4	30,021	96.3	29,369	97.8
全体		93,718	99.6	95,753	102.2	94,808	99.0

(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等

年 度	所得者区分		給与所得者	営業等 所得者	農業所得者	その他の 所得者	家屋敷等 のみ	分離譲渡 所得者	合 計
	納税義務者数（人）	構成比（％）							
27 年度		納税義務者数（人）	77,830	5,660	5	18,600	5	—	102,100
		構成比（％）	76.3	5.5	0.0	18.2	0.0	—	100.0
		市民税額（千円）	9,088,619	544,453	107	1,323,748	17	—	10,956,944
		構成比（％）	82.9	5.0	0.0	12.1	0.0	—	100.0
		1人あたりの 市民税額（円）	116,775	96,193	21,400	71,169	3,400	—	107,316
		所得割を納める者	納税義務者数（人）	75,464	4,967	3	15,508	—	833
		所得金額（千円）	235,860,606	14,307,339	7,286	32,567,236	—	3,887,227	286,629,694
		構成比（％）	82.2	5.0	0.0	11.4	—	1.4	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,125,472	2,880,479	2,428,667	2,100,028	—	4,666,539	2,961,815
		28 年度		納税義務者数（人）	78,483	5,768	2	18,666	1
構成比（％）	76.3			5.6	0.0	18.1	0.0	—	100.0
	市民税額（千円）		9,131,785	564,137	25	1,278,307	3	—	10,974,257
	構成比（％）		83.2	5.1	0.0	11.7	0.0	—	100.0
	1人あたりの 市民税額（円）		116,354	97,805	12,500	68,483	3,000	—	106,629
	所得割を納める者		納税義務者数（人）	76,041	5,059	1	15,476	—	837
	所得金額（千円）		238,780,840	14,814,657	2,325	32,513,255	—	4,182,243	290,293,320
	構成比（％）		82.3	5.1	0.0	11.2	—	1.4	100.0
	1人あたりの 所得額（円）		3,140,159	2,928,377	2,325,000	2,100,882	—	4,996,706	2,979,996
	29 年度			納税義務者数（人）	79,796	5,740	5	18,621	0
構成比（％）		76.6		5.5	0.0	17.9	0.0	—	100.0
		市民税額（千円）	9,193,191	559,858	876	1,280,203	0	—	11,034,128
		構成比（％）	83.3	5.1	0.0	11.6	0.0	—	100.0
		1人あたりの 市民税額（円）	115,209	97,536	175,200	68,751	0	—	105,932
		所得割を納める者	納税義務者数（人）	77,351	5,065	4	15,481	—	758
		所得金額（千円）	243,118,771	14,931,926	18,657	32,448,192	—	3,694,644	294,212,190
		構成比（％）	82.6	5.1	0.0	11.0	—	1.3	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,143,059	2,948,060	4,664,250	2,096,001	—	4,874,201	2,982,112

(各年度 課税状況調第2表、5表～11表)

平成29年度 課税標準段階別所得割額等の構成



(課税状況調第12表)

2 法人市民税

(1) 納税者数

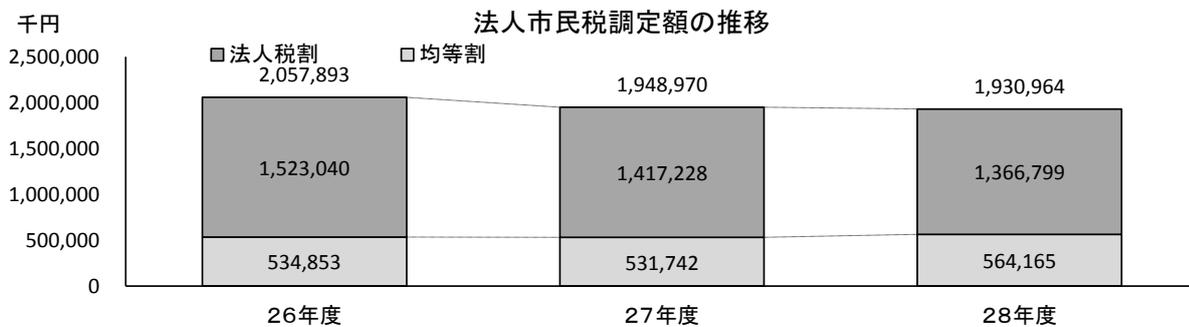
(単位：円、社、%)

資本金等の額	市内の 従業者数	均等割税率 (年額)	26年度		27年度		28年度	
			納税者数	構成比	納税者数	構成比	納税者数	構成比
50億円超	50人超	3,600,000	32	0.8	33	0.8	33	0.8
10億円超 50億円以下		2,100,000	10	0.2	12	0.3	12	0.3
10億円超	50人以下	492,000	174	4.1	186	4.3	197	4.5
1億円超 10億円以下	50人超	480,000	20	0.5	21	0.5	25	0.6
	50人以下	192,000	130	3.1	134	3.1	155	3.5
1千万円超 1億円以下	50人超	180,000	61	1.5	56	1.3	61	1.4
	50人以下	156,000	528	12.6	524	12.3	543	12.4
1千万円以下	50人超	144,000	30	0.7	38	0.9	26	0.6
上記以外の法人		60,000	3,211	76.5	3,272	76.5	3,318	75.9
合計			4,196	100.0	4,276	100.0	4,370	100.0

(2) 調定額

(単位：円、%)

		26年度		27年度		28年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
法人税割	現年度	1,494,770,300	109.3	1,372,202,300	91.8	1,329,376,900	96.9
	過年度	28,269,600	118.1	45,025,600	159.3	37,422,300	83.1
	計	1,523,039,900	109.4	1,417,227,900	93.1	1,366,799,200	96.4
均等割	現年度	525,701,000	101.8	522,383,800	99.4	552,743,600	105.8
	過年度	9,152,000	102.9	9,358,200	102.3	11,421,400	122.0
	計	534,853,000	101.8	531,742,000	99.4	564,165,000	106.1
合計		2,057,892,900	107.3	1,948,969,900	94.7	1,930,964,200	99.1



(3) 業種別調定額

	26年度		27年度		28年度	
	納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額
農業, 林業	4	361,800	5	347,500	5	871,700
漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	0	0	0	0
建設業	706	134,603,100	717	144,571,300	734	155,131,900
製造業	485	575,997,900	495	421,766,900	492	461,255,000
電気・ガス・ 熱供給・水道業	2	381,200	4	170,000	5	285,000
情報通信業	57	10,786,500	51	7,659,900	56	77,554,700
運輸業, 郵便業	179	210,550,200	181	187,196,100	182	209,524,000
卸売業, 小売業	943	477,572,700	954	528,439,300	955	437,882,000
金融業, 保険業	71	186,458,200	71	191,981,900	66	154,548,800
不動産業, 物品賃貸業	588	159,369,600	601	172,135,400	618	149,766,700
学術研究, 専門・技術 サービス業	116	13,304,200	119	12,123,200	124	14,615,900
宿泊業, 飲食サービス業	189	46,011,400	194	52,610,100	214	52,366,800
生活関連サービス業, 娯楽業	152	80,548,900	159	68,059,000	164	70,571,900
教育, 学習支援業	57	13,312,200	58	8,627,500	62	10,487,300
医療, 福祉	289	63,882,300	296	62,253,300	312	54,609,500
複合サービス事業	15	7,603,000	15	7,038,200	15	5,675,700
サービス業, 冏の他	343	77,149,700	356	83,990,300	366	75,817,300
合計	4,196	2,057,892,900	4,276	1,948,969,900	4,370	1,930,964,200

※ 総務省の日本標準産業分類の大分類

(4) eLTA Xによる電子申告書提出件数

	26年度	27年度	28年度
電子申告件数	2,842件	3,144件	3,499件
電子申告率	49.9%	54.6%	58.2%

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1	固定資産税	
(1)	納税義務者数	15
(2)	調定額	15
(3)	土地	16
(4)	家屋	17
(5)	償却資産	18
(6)	交付金・納付金	19
2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	19

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税

(1) 納税義務者数

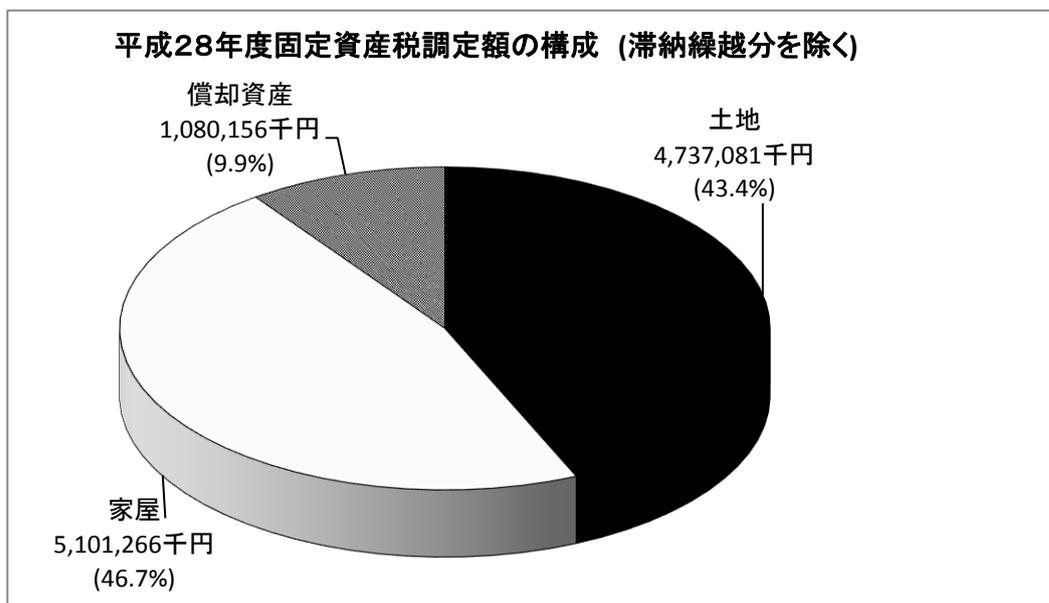
(単位：人、%)

区分	年度	26年度		27年度		28年度	
		納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比
土地		64,826	100.4	65,094	100.4	65,265	100.3
家屋		71,088	100.6	71,568	100.7	71,780	100.3
償却資産		1,139	98.7	1,169	102.6	1,257	107.5

(2) 調定額

(単位：千円、%)

区分	年度	26年度		27年度		28年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
土地		4,762,836	101.4	4,739,218	99.5	4,737,081	100.0
家屋		4,980,844	100.7	4,913,573	98.6	5,101,266	103.8
小計		9,743,680	101.0	9,652,791	99.1	9,838,347	101.9
償却資産		1,031,082	100.5	1,026,047	99.5	1,080,156	105.3
合計		10,774,762	101.0	10,678,838	99.1	10,918,503	102.2



(3) 土地

① 平成29年度地目別評価地積等の構成

地目	区分	評価総地積			免税点未満のもの		決定価格		単位あたり価格	
		筆数 (筆)	地積 (㎡)	構成比 (%)	筆数 (筆)	地積 (㎡)	総額 (千円)	免税点以上 のもの(千円)	平均価格 (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)
田	一般田	1,664	980,745	6.8	283	154,211	134,571	114,727	137	225
	介在田・市街化区域田	346	123,566	0.9	2	221	4,527,699	4,527,285	36,642	88,750
畑	一般畑	748	359,515	2.5	102	55,429	28,817	24,865	80	300
	介在畑・市街化区域畑	427	105,293	0.7	7	1,126	4,076,344	4,073,167	38,714	89,916
宅地		103,930	12,222,165	84.6	872	13,705	947,459,132	946,691,119	77,520	272,150
池沼		2	61	0.0	0	0	1	1	16	18
山林		331	118,706	0.8	39	13,371	1,384,564	1,383,462	11,664	74,632
原野		30	4,967	0.0	6	1,095	37	27	7	54
雑種地	ゴルフ場等の用地	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地(単体)	581	230,299	1.6	0	0	7,707,065	7,707,065	33,465	37,182
	鉄軌道用地(複合)	160	20,547	0.1	0	0	1,162,814	1,162,814	56,593	212,800
	その他の雑種地	827	285,761	2.0	21	1,441	9,551,388	9,549,176	34,329	118,800
合計		109,046	14,451,625	100.0	1,332	240,599	976,032,432	975,233,708	67,538	

(概要調書による)

② 地目別課税標準額及び地積(免税点以上のもの)

(単位:千円、㎡)

地目		年度	27年度	28年度	29年度
田	課税標準額		1,750,729	1,911,102	1,720,313
	地積		1,030,738	1,016,614	949,879
畑	課税標準額		1,499,039	1,491,916	1,408,172
	地積		427,820	425,944	408,253
宅地	課税標準額		324,827,845	325,186,755	324,535,757
	地積		12,135,748	12,200,409	12,208,460
池沼	課税標準額		1	1	1
	地積		60	61	61
山林	課税標準額		746,035	942,214	944,568
	地積		101,455	105,672	105,335
原野	課税標準額		27	27	27
	地積		3,929	3,929	3,872
雑種地	鉄軌道用地	課税標準額	6,175,960	6,186,988	6,180,867
		地積	250,604	251,082	250,846
	その他の雑種地	課税標準額	5,826,085	5,097,272	6,480,785
		地積	274,880	226,735	284,320
合計		課税標準額	340,825,721	340,816,275	341,270,490
		地積	14,225,234	14,230,446	14,211,026

(概要調書による)

(4) 家屋

① 平成29年度用途・構造別評価額及び床面積

用途別	区分	総 数				免税点未満のもの		
		評価額(千円)	棟 数	床面積(m ²)	平均価格(円/m ²)	評価額(千円)	床面積(m ²)	
木造	専 用 住 宅	108,436,315	51,870	4,312,082	25,147	123,228	57,778	
	共同住宅・寄宿舎	4,606,072	1,244	263,442	17,484	222	74	
	併 用 住 宅	2,875,302	2,918	236,080	12,179	4,061	1,464	
	工 場 ・ 倉 庫	204,434	532	38,236	5,743	4,287	2,414	
	そ の 他	708,943	2,041	68,356	10,371	9,676	7,025	
	計	116,831,066	58,605	4,918,196	23,033	141,474	68,755	
非木造	事務所・店舗・銀行	鉄骨鉄筋造	6,802,471	14	92,892	73,230	0	0
		鉄筋造	6,431,860	135	140,992	45,619	0	0
		鉄骨造	31,617,810	929	643,890	49,104	0	0
		軽量鉄骨造	375,312	135	17,983	20,874	57	10
		ブロック造	2,783	6	163	17,074	0	0
		計	45,230,236	1,219	895,920	50,485	57	10
	住宅・アパート	鉄骨鉄筋造	33,340,561	67	571,694	58,319	0	0
		鉄筋造	77,893,659	1,703	1,420,634	54,830	541	93
		鉄骨造	36,143,082	4,032	903,321	40,011	41	13
		軽量鉄骨造	16,817,842	3,230	501,711	33,521	399	256
		ブロック造	106,013	243	9,501	11,158	1,394	348
		計	164,301,157	9,275	3,406,861	48,227	2,375	710
	ホテル・病院	鉄骨鉄筋造	1,338,354	5	11,872	112,732	0	0
		鉄筋造	2,868,375	33	49,556	57,881	0	0
		鉄骨造	1,851,571	46	27,336	67,734	0	0
		軽量鉄骨造	38,683	5	950	40,719	0	0
		ブロック造	0	0	0	0	0	0
		計	6,096,983	89	89,714	67,960	0	0
	工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋造	121,374	4	7,712	15,738	0	0
		鉄筋造	1,478,583	73	48,739	30,337	0	0
		鉄骨造	20,463,375	1,089	809,623	25,275	0	0
		軽量鉄骨造	540,009	335	76,229	7,084	635	138
		ブロック造	57,701	133	6,074	9,500	844	180
		計	22,661,042	1,634	948,377	23,895	1,479	318
	その他	鉄骨鉄筋造	1,644,490	4	19,911	82,592	0	0
		鉄筋造	17,193,775	10,982	448,778	38,312	14	0
		鉄骨造	9,539,717	107	190,636	50,042	0	0
		軽量鉄骨造	94,092	77	6,558	14,348	0	0
		ブロック造	21,510	86	1,842	11,678	302	78
		計	28,493,584	11,256	667,725	42,673	316	78
合計	鉄骨鉄筋造	43,247,250	94	704,081	61,424	0	0	
	鉄筋造	105,866,252	12,926	2,108,699	50,205	555	93	
	鉄骨造	99,615,555	6,203	2,574,806	38,689	41	13	
	軽量鉄骨造	17,865,938	3,782	603,431	29,607	1,091	404	
	ブロック造	188,007	468	17,580	10,694	2,540	606	
	計	266,783,002	23,473	6,008,597	44,400	4,227	1,116	

(概要調書による)

② 平成29年度家屋の増減

増減区分 用途別		新 増 分			減 少 分		
		床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数
木 造	専 用 住 宅	52,393	3,848,948	502	21,889	259,181	278
	併 用 住 宅	397	28,040	3	3,781	31,561	31
	共同住宅・寄宿舍	5,403	401,161	13	7,728	63,435	35
	工 場 ・ 倉 庫	438	12,459	6	2,135	14,453	9
	そ の 他	0	0	0	414	2,334	12
	小 計	58,631	4,290,608	524	35,947	370,964	365
非 木 造	事務所・店舗・銀行	19,805	1,680,415	16	8,046	209,571	15
	住宅・アパート	10,696	895,375	54	9,236	155,593	40
	工場・倉庫・市場	5,202	298,895	9	4,105	31,306	12
	そ の 他	864	51,509	9	279	6,557	11
	小 計	36,567	2,926,194	88	21,666	403,027	78
合 計		95,198	7,216,802	612	57,613	773,991	443

(概要調書による)

(5) 償却資産

① 平成29年度課税標準額の内訳

(単位：千円)

		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				特例該当分(ア)	(ア) 以外
市 長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構 築 物	15,539,129	15,514,389	49,014	15,465,375
	機 械 及 び 装 置	19,547,645	19,251,608	385,009	18,866,599
	船 舶	225	225	0	225
	車 両 及 び 運 搬 具	473,898	470,587	3312	467,275
	工 具 器 具 及 び 備 品	14,009,186	14,008,315	3,483	14,004,832
	小 計	49,570,083	49,245,124	440,818	48,804,306
法第389条の規定により総務大臣 が価格等を決定し配分したもの		29,133,870	28,194,347		
合 計		78,703,953	77,439,471		

(概要調書による)

② e L T A Xによる電子申告受付数

	26年度	27年度	28年度
電子申告件数	655件	826件	1,057件
電子申告率	14.8%	19.1%	22.8%

(6) 交付金・納付金

年度別交付（納付）額

(単位：千円、%)

区分	26年度		27年度		28年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
交付金	286,652	100.1	286,998	100.1	286,594	99.9
納付金	—	—	—	—	—	—
合計	286,652	100.1	286,998	100.1	286,594	99.9

2 都市計画税

(1) 納税義務者数及び調定額

区分	26年度	27年度	28年度
納税義務者数(人)	78,102	78,575	78,740
前年度比(%)	100.4	100.6	100.2
調定額(千円)	2,463,028	2,438,316	2,461,964
前年度比(%)	100.5	99.0	101.0

3 特別土地保有税

平成15年度以降、課税停止。

ねや丸くん



- **性格**…たくましく、正義感が強い
- **特技**…独楽(こま)
- **好きなこと**…和歌を詠む
- **自慢**…やさしいまな差しでみんなを安心させる

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

- 1 軽自動車税
 - (1) 車種別課税台数及び調定額・・・・・・・・・・ 21
- 2 市たばこ税
 - (1) 調定額等・・・・・・・・・・ 22
- 3 入湯税
 - (1) 調定額等・・・・・・・・・・ 22

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1 軽自動車税

(1) 車種別課税台数及び調定額

(単位：台、千円、%)

区分		26 年 度			27 年 度			28 年 度				
		台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比		
原動機付自転車	50cc以下	21,087	21,087	97.2	20,412	20,412	96.8	19,588	39,174	191.9		
	90cc以下	930	1,116	95.5	884	1,061	95.1	812	1,623	153.0		
	125cc以下	5,249	8,398	106.0	5,459	8,734	104.0	5,749	13,798	158.0		
	ミニカー	88	220	103.8	91	228	103.6	94	348	152.6		
	小 計	27,354	30,821	99.4	26,846	30,435	98.7	26,243	54,943	180.5		
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの	3,338	8,011	100.5	3,283	7,879	98.4	3,170	11,412	144.8		
	三輪のもの	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0		
	四輪のもの	乗用	営業用	14	77	128.3	12	66	85.7	11	61	92.4
			自家用	18,827	135,555	105.0	19,715	141,948	104.7	20,346	166,016	117.0
		貨物	営業用	494	1,482	100.6	524	1,572	106.1	559	1,797	114.3
			自家用	6,706	26,824	100.3	6,597	26,388	98.4	6,485	29,555	112.0
	農 耕 用	30	48	129.7	34	54	112.5	37	89	164.8		
	特殊作業用	97	456	100.0	91	428	93.9	89	525	122.7		
	小 計	29,506	172,453	104.0	30,256	178,335	103.4	30,697	209,455	117.5		
二輪の小型自動車	2,471	9,884	100.9	2,525	10,100	102.2	2,579	15,474	153.2			
合 計	59,331	213,158	103.2	59,627	218,870	102.7	59,519	279,872	127.9			

2 市たばこ税

(1) 調定額等

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
消費本数 (千本)	旧3級品 16,650	旧3級品 16,824	旧3級品 15,964
	旧3級品以外 314,013	旧3級品以外 310,668	旧3級品以外 297,984
税率	旧3級品 1,000本につき2,495円	旧3級品 1,000本につき2,495円	旧3級品 1,000本につき2,925円
	旧3級品以外 1,000本につき5,262円	旧3級品以外 1,000本につき5,262円	旧3級品以外 1,000本につき5,262円
調定額 (千円)	1,693,880	1,676,711	1,613,972
前年度比 (%)	97.1	99.0	96.3

※ 調定額には手持品課税による調定額も含む

3 入湯税

(1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	26年度	27年度	28年度
特別徴収義務者数	1	1	2
課税対象 となった 入湯客数	宿泊する者 0	0	0
	宿泊しない者 63,602	63,275	296,743
調定額	4,770,150	4,745,625	22,255,725

※ 平成28年6月、特別徴収義務者1社は、鉱泉の利用を開始

※ 入湯税の税率(1人1日)は、宿泊する者150円、宿泊しない者75円

VII 地方譲与税及び府交付金等

1	地方譲与税	23
2	府交付金等	23

VII 地方譲与税及び府交付金等

1 地方譲与税

(1) 地方揮発油譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
6月期分	28,804,000	31,654,000	27,968,000
11月期分	36,246,000	31,972,000	40,867,000
3月期分	29,377,000	37,227,000	27,778,000
計	94,427,000	100,853,000	96,613,000

(2) 自動車重量譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
6月期分	60,826,000	65,061,000	64,020,000
11月期分	90,124,000	96,837,000	95,313,000
3月期分	69,974,000	69,269,000	74,812,000
計	220,924,000	231,167,000	234,145,000

(3) 地方道路譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
6月期分	1	1	0
11月期分	2	2	0
3月期分	2	2	0
計	5	5	0

2 府交付金等

(1) 利子割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
8月期分	46,783,000	47,019,000	12,939,000
12月期分	36,471,000	27,763,000	11,431,000
3月期分	32,212,000	21,718,000	16,856,000
計	115,466,000	96,500,000	41,226,000

(2) 配当割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
8月期分	49,763,000	48,676,000	44,841,000
12月期分	10,471,000	8,149,000	7,770,000
3月期分	251,468,000	169,619,000	97,676,000
計	311,702,000	226,444,000	150,287,000

(3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
3月期分	164,226,000	248,375,000	88,526,000

(4) 地方消費税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
6月期分	621,458,000	784,803,000	971,442,000
9月期分	738,914,000	1,738,200,000	1,250,325,000
12月期分	423,925,000	773,198,000	728,129,000
3月期分	693,402,000	1,053,989,000	977,472,000
計	2,477,699,000	4,350,190,000	3,927,368,000

※ 社会保障財源交付金を含む。

(5) 自動車取得税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
8月期分	25,253,000	38,839,000	38,699,000
12月期分	24,670,000	38,919,000	43,651,000
3月期分	27,418,000	42,914,000	49,469,000
計	77,341,000	120,672,000	131,819,000

(6) 府民税徴収委託金

(単位：円)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
8月期分	83,001,485	89,051,089	90,473,234
11月期分	92,792,962	86,634,189	85,502,651
2月期分	81,048,394	81,023,991	81,875,320
5月期分	79,217,530	79,437,722	80,303,630
計	336,060,371	336,146,991	338,154,835

VIII 徴収

1	徴収率の推移	25
2	歳出還付金、還付加算金	26
3	不納欠損額	26
4	平成28年度口座振替（自動払込）額	26

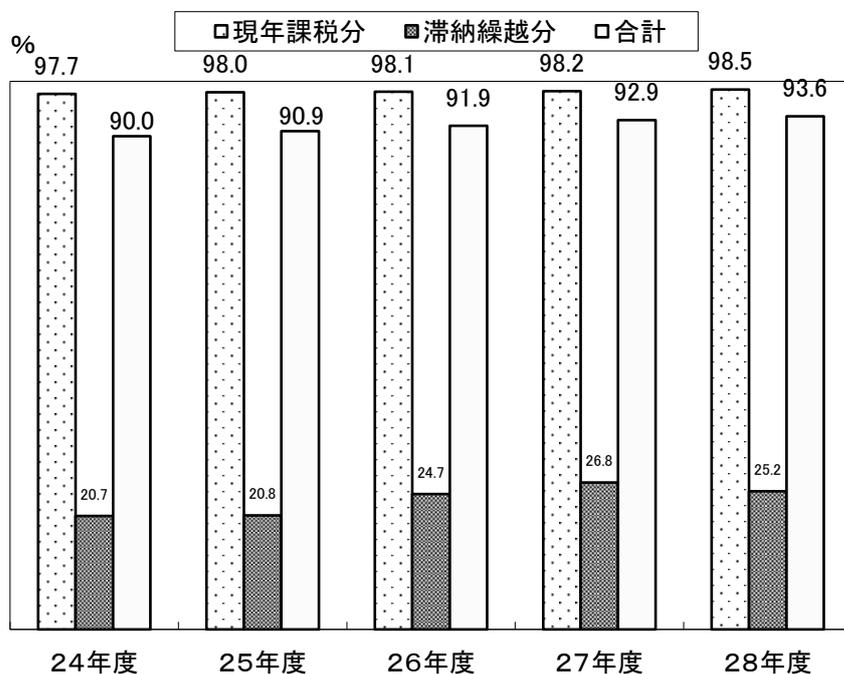
VIII 徴収

1 徴収率の推移

(単位：%)

税目	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
個人市民税	現年課税分	97.3	97.6	97.5	97.8	98.0
	滞納繰越分	27.5	31.1	35.1	39.9	43.9
法人市民税	現年課税分	98.9	99.5	99.5	99.5	99.6
	滞納繰越分	33.5	15.1	22.0	28.5	12.7
固定資産税	現年課税分	97.7	97.9	98.1	98.2	98.5
	滞納繰越分	20.0	19.1	24.5	26.3	23.3
軽自動車税	現年課税分	93.3	93.9	95.0	94.6	94.5
	滞納繰越分	12.5	12.8	14.5	24.0	17.5
市たばこ税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
入湯税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
都市計画税	現年課税分	97.4	97.7	97.9	98.1	98.5
	滞納繰越分	20.7	20.0	24.5	26.3	23.3
市税合計	現年課税分	97.7	98.0	98.1	98.2	98.5
	滞納繰越分	20.7	20.8	24.7	26.8	25.2
	合計	90.0	90.9	91.9	92.9	93.6

徴収率の推移



2 歳出還付金、還付加算金

(単位：件、円)

区分 年度	個人市民税・府民税			法人市民税		
	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金
26	1,365	52,014,642	1,720,900	207	18,250,540	370,400
27	1,560	52,515,275	413,200	254	110,859,320	2,009,900
28	918	29,204,580	158,700	208	82,717,900	987,100

区分 年度	固定資産税・都市計画税			軽自動車税			計		
	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金
26	1,299	48,305,220	11,591,548	28	70,800	—	2,899	118,641,202	13,682,848
27	575	31,178,521	7,291,323	32	89,320	—	2,421	194,642,436	9,714,423
28	562	62,118,493	4,328,851	36	87,800	—	1,724	174,128,773	5,474,651

3 不納欠損額

(単位：円)

	26年度	27年度	28年度
個人市民税	119,945,984	84,424,359	79,227,074
法人市民税	7,870,977	8,468,411	12,459,792
固定資産税	53,769,638	51,246,143	245,014,337
軽自動車税	12,175,680	6,234,390	7,247,586
都市計画税	13,254,873	12,643,578	57,188,098
特別土地保有税	—	—	294,139,500
合計	207,017,152	163,016,881	695,276,387

4 平成28年度口座振替（自動払込）額

(単位：人、%、円)

	納税義務者数	振替者数	加入率	現年課税分収入済額	振替納付額	振替率
個人市民税	38,629	7,125	18.4	2,586,800,722	384,120,045	14.8
固定資産税 都市計画税	79,568	30,451	38.3	12,115,543,503	2,590,027,400	21.4
軽自動車税	46,048	2,197	4.8	264,439,650	10,009,800	3.8
合計	164,245	39,773	24.2	14,966,783,875	2,984,157,245	19.9

IX その他

1	徴税費の状況	27
2	税務機構及び事務分掌	28
3	税務職員の年齢及び経験年数等	29
4	税務職員の手当	29
5	固定資産評価審査委員会委員	30
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数等調	30
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	31
(2)	証明手数料収入額（税務室分）	32

IX その他

1 徴税費の状況

(単位：千円、%)

年度 区分		26年度			27年度			28年度			
		決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	
税収入額	市 税 (1)	28,484,430	100.7		28,480,242	100.0		28,730,202	100.9		
	個人府民税 (2)	7,202,722	99.3		7,360,667	102.2		7,412,883	100.7		
	計 (3)	35,687,152	100.4		35,840,909	100.4		36,143,085	100.8		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	215,134	105.3	40.9	213,362	99.2	41.4	193,238	90.6	40.9
		諸 手 当	150,456	103.4	28.6	146,467	97.3	28.4	132,990	90.8	28.2
		時間外勤務手当	13,705	93.3	2.6	11,064	80.7	2.1	8,490	76.7	1.8
		税務特別手当	417	98.1	0.1	407	97.6	0.1	302	74.2	0.1
		その他の手当	136,334	104.5	25.9	134,996	99.0	26.2	124,198	92.0	26.3
		そ の 他 (共 済 費 等)	73,292	104.8	13.9	74,710	101.9	14.5	68,308	91.4	14.5
	計	438,882	104.6	83.4	434,539	99.0	84.3	394,536	90.8	83.6	
	需 用 費	旅 費	155	121.1	0.0	172	111.0	0.0	126	73.3	0.0
		賃 金	6,901	87.4	1.3	8,968	130.0	1.7	8,035	89.6	1.7
		そ の 他	80,475	100.1	15.3	71,832	89.3	14.0	69,425	96.6	14.8
	計	87,531	99.0	16.6	80,972	92.5	15.7	77,586	95.8	16.5	
	合 計 (4)		526,413	103.6	100.0	515,511	97.9	100.0	472,122	91.6	100.1
	府民税徴収取扱費 (5)		314,627	99.5		314,976	100.1		318,179	101.0	
(4) - (5) = (6)		211,786	110.3	200,535		94.7	153,943		76.8		
税収入に 対する徴 税額の 割合	(4) / (3)	1.5%			1.4%			1.3%			
	(6) / (1)	0.7%			0.7%			0.5%			
税 務 職 員 数		61 人			59 人			56 人			

2 税務機構及び事務分掌

(1) 税務機構

平成29年3月31日現在

	税務室長	課長	課長代理	係長	副係長	主任～職員	計
市民税課	—	1	—	2	2	15	20
固定資産税課	—	1	—	3	1	13	18
納税課	1	—	—	2	—	15	18
計	1	2	0	7	3	43	56

※ 主任～職員には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む。

(2) 税務室の事務分掌

市民税課

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税の総括に関すること。
- (4) 市民税及び府民税の賦課及び調査に関すること。
- (5) 軽自動車税の賦課及び調査に関すること。
- (6) 市たばこ税の賦課及び調査に関すること。
- (7) 入湯税の賦課及び調査に関すること。
- (8) 市税及び府民税（以下「市税等」という。）に関する証明書（他の所管に属するものを除く。）の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 室内の調整に関すること。

固定資産税課

- (1) 固定資産税（都市計画税を含む。第4号において同じ。）の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の調査に関すること。
- (3) 固定資産の評価に関すること。
- (4) 固定資産税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (5) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (6) 特別土地保有税の賦課及び調査に関すること。

納税課

- (1) 市税等の徴収及び収納に関すること。
- (2) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (3) 市税等の口座振替に関すること。
- (4) 納税証明書の作成及び交付に関すること。
- (5) 市税等の督促及び滞納処分に関すること。
- (6) 市税等の不納欠損に関すること。

3 税務職員の年齢及び経験年数等

(1) 年齢別職員数

平成29年3月31日現在

年 齢 担当名	平成29年3月31日現在							計	平均年齢
	25歳 未満	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 以上		
市 民 税 課	0	4	3	4	1	3	5	20	40歳4月
固定資産税課	0	0	2	1	1	3	11	18	48歳11月
納 税 課	1	3	3	1	0	1	9	18	42歳2月
計	1	7	8	6	2	7	25	56	43歳8月

(2) 税務経験年数別職員数

平成29年3月31日現在

年 数 担当名	平成29年3月31日現在							計	平均経験 年数
	0年 ～ 1年	2年 ～ 3年	4年 ～ 5年	6年 ～ 7年	8年 ～ 9年	10年 ～ 14年	15年 以上		
市 民 税 課	2	7	5	2	3	1	0	20	4年9月
固定資産税課	3	3	4	1	1	4	2	18	6年9月
納 税 課	5	3	4	3	2	1	0	18	5年1月
計	10	13	13	6	6	6	2	56	5年6月

4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種 類	支給対象職員	支給額	摘 要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

5 固定資産評価審査委員会委員

役職	氏名	就任日	任期満了日
委員長	倉内 喜由	平成20年11月1日 (4期目)	平成32年10月31日
委員長職務代理	上原 武彦	平成23年7月10日 (3期目)	平成32年7月9日
委員	山本 實	平成25年10月1日 (2期目)	平成31年9月30日

6 固定資産評価審査委員会 審査申出件数等調

区 分		年 度		
		26年度	27年度	28年度
審査申出件数		2	2	0
審査 決定 件数	認容(一部認容含)	0	1	0
	棄却	2	1	0
	却下	0	0	0
	取下げ件数	0	0	0

7 税務証明

(1) 税務に関する各種証明書

平成29年3月31日現在

	種別	使用目的	内容	備考
市民税課	課税証明書 所得証明書 非課税証明書	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	法人所在地証明書	自動車車庫証明等	法人所在地の証明	
固定資産税課	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	評価証明書	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟増すごとに50円加算)
	公課証明書	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出 3 税務署提出	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	固定資産課税台帳登録事項証明書	自動車車庫証明等	土地・家屋の資産証明	
	住宅用家屋証明書 (租税特別措置法に係る証明)	登記	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
納税課	納税証明書 完納証明書	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出 6 自動車等継続検査申請 7 その他	・納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明 ・市税に滞納がないことの証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民課証明書発行窓口、各シティ・ステーション及び堀溝サービス窓口では、上記証明書のうち、「課税証明書」、「所得証明書」、「非課税証明書」、「公課証明書」、「評価証明書」、「固定資産課税台帳登録事項証明書(自動車車庫証明等)」、「納税証明書(法人市民税を除く)」などを発行している。

(2) 証明手数料収入額 (税務室分)

	27年度		28年度		前年度比		備考
	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (%)	収入額 (%)	
市民税課	5,669	1,700,700	4,888	1,466,400	86.2	86.2	
課税、所得、非課税 法人所在地	5,669	1,700,700	4,888	1,466,400	86.2	86.2	1件 300円
固定資産税課	2,255	1,588,350	2,323	1,634,150	103.0	102.9	
各種台帳閲覧	399	119,700	508	152,400	127.3	127.3	1筆、1棟につ き300円 (1筆又は1棟 増すごとに50円 加算)
評価証明	1,006	371,100	931	347,050	92.5	93.5	
公課証明	8	2,950	15	5,000	187.5	169.5	
固定資産課税台帳 登録事項証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明 (租税特別措置法に 係る証明)	842	1,094,600	869	1,129,700	103.2	103.2	1件 1,300円
納税課	1,104	331,200	797	239,100	72.2	72.2	
個人市民税納税証明	194	58,200	205	61,500	105.7	105.7	1件 300円
法人市民税納税証明	557	167,100	215	64,500	38.6	38.6	
固定資産税納税証明	277	83,100	304	91,200	109.7	109.7	
軽自動車税納税証明	7	2,100	6	1,800	85.7	85.7	
完納証明書	69	20,700	67	20,100	97.1	97.1	
合計	9,028	3,620,250	8,008	3,339,650	88.7	92.2	

税率の変遷

市民税の税歴	33
諸税の税歴	53
主な税制改正（平成 28 年度適用）	64

※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/20)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
24	個人		均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 其他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭					所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本金額 100円につき 30個 7 円 20 銭	S24.9.15	シャープ使節団 日本税制報告書 発表(シャープ勧告)	
25	25. 8. 1	25. 6. 10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6. 10	〃	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4. 30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4. 30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3. 31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される。
30	30. 1. 1	30. 3. 31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3. 31	〃	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3. 31	〃	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3. 31	〃	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3. 31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3. 31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3. 31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税)改正、昭和37年度より実施される。

市民税の税歴(2/20)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限		37. 1. 1.	37. 3. 20.	38. 1. 1.	38. 3. 20.	39. 1. 1.	39. 3. 20.	40. 1. 1.	40. 3. 20.
所 得 控 除	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500円を 加えた金額(限度額は 22,500円)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左	
市 民 税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 250万円 " 7% 400万円 " 8% 600万円 " 9% 1,000万円 " 10% 2,000万円 " 11% 3,000万円 " 12% 5,000万円 " 13%		15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4% (配偶者、15歳以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が5万円を超え扶養親族のすべて が15歳未満であるときそのうち1人 のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左	
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円		同 左		同 左		同 左	
	配 当	市民税の所得割から配当所得の 4% 府民税の所得割から配当所得の 1.6%		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2%		同 左		同 左	
	課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。	課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。							
	摘 要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が標準税率から 標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円	

市民税の税歴(3/20)

		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度	
賦課期日・申告期限		41. 1. 1.	41. 3. 20.	42. 1. 1.	42. 3. 15.	43. 1. 1.	43. 3. 15.
所 特 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者がない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える		同 左		配偶者及び扶養 配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者がない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額(限度額は 22,500 円)		同 左		障害者・高齢者 納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000 円 特別障害 80,000 円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000 円	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		生命保険料	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 +7,500円の金額 (限度額は、25,000円)	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		社会保険料	
	基礎控除	100,000円		同 左		1年間の支払い金額の全額	
							雑 損
						医療費	
						基礎控除	
市 民 税	均等割	400円		同 左		均等割	
	所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		所得割	
							15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %
府 民 税	均等割	100円		同 左		均等割	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % ※特別控除の廃止		同 左		所得割	
税 額 控 除	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		配当控除	
	配 当	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2 で控除する。	
摘 要		○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円		○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義 務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円		青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円	

市民税の税歴(4/20)

		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
賦課期日・申告期限		44. 1. 1.	44. 3. 15.	45. 1. 1.	45. 3. 16.	46. 1. 1.	46. 3. 15.	47. 1. 1.	47. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき60,000円を加える		配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき80,000円を加える		配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき100,000円を加える		配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき110,000円を加える	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 70,000円 特別障害 90,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ70,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 80,000円 特別障害 100,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ80,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 90,000円 特別障害 110,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ90,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 100,000円 特別障害 120,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ100,000円	
	生命保険料	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		同 左		1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円 の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000円)		総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、300,000円)		総所得金額の 5% (10万円超のときは10万円) 超過額 (限度 100万円)		同 左	
基礎控除	120,000円		130,000円		140,000円		150,000円		
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		市民税の所得割から配当所得の2.5% 府民税の所得割から配当所得の1.0%	
	摘 要	白色専従者控除 150,000円		S45.1.1 以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 2.7% 府 1.3% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 150,000円		同 左		同 左 白色専従者控除 165,000円	

市民税の税歴(5/20)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
賦課期日・申告期限		48. 1. 1.	48. 3. 15.	49. 1. 1.	49. 3. 15.	50. 1. 1.	50. 3. 15.	51. 1. 1.	51. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同	左
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ160,000円		同	左
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同	左	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは35,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円)超過額(限度100万円)		同	左	同	左	総所得金額の5%(5万円超のとき は5万円)超過額(限度200万円)	
基礎控除	160,000円		180,000円		190,000円		同 左		
市 民 税	均等割	400円		同 左		同 左		1,200円	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		300円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
	摘 要	S47.1.1 以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円		同 左		長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短期 市 8% 府 4%		同 左	

市民税の税歴(6/20)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1.	52. 3. 15.	53. 1. 1.	53. 3. 15.	54. 1. 1.	54. 3. 16.	55. 1. 1.	55. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 180,000円 特別障害 200,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 190,000円 特別障害 210,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	200,000円		同 左		210,000円		220,000円	
市民税	均等割	1,200円		同 左		同 左		1,500円	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	
	均等割	300円		同 左		同 左		500円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
	摘要	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% (2,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は 3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4を 総合課税) 短期 市 8% 府 4%	

市民税の税歴(7/20)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1.	56. 3. 15.	57. 1. 1.	57. 3. 15.	58. 1. 1.	58. 3. 15.	59. 1. 1.	59. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 高齢者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 高齢者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	220,000円		同 左		同 左		260,000円	
市民税	均等割	1,500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左	
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左	

市民税の税歴(8/20)

		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度	
賦課期日・申告期限		60. 1. 1.	60. 3. 15.	61. 1. 1.	61. 3. 15.	62.1.1	62.3.15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同 左	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 高齢者か寡婦・寡夫又は勤労学 生に該当する場合、それぞれ240,000 円		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下 全 額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のとき は 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左	
	基礎控除	260,000 円		同 左		同 左	
市 民 税	均等割	2,000 円		同 左		同 左	
	所得割	20 万円以下の金額 2.5 % 20 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 95 万円 " 6 % 120 万円 " 7 % 220 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 13 % 4,900 万円 " 14 %		同 左		同 左	
	均等割	700 円		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左	
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8% 府 4%		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2 を総合課税) 短期 市 8% 府 4%			

市民税の税歴(9/20)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
賦課期日・申告期限		63. 1. 1.	63. 3. 15.	63. 1. 1.	元. 3. 15.	2. 1. 1.	2. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同 左		配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同 左		○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし	
	A 給与所得	140,000-(A+B×3.3-330,000)×28/33				300,000-((A-350,000)×30/35)	
	B 給与所得以外	合計所得金額は 800万円以下が対象				合計所得金額は1,000万円以下が対象	
	障害者・高齢者寡婦(夫)・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 納税者が高齢者か寡婦(夫)又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 高齢者控除 480,000円 寡婦(夫) 240,000円 勤労学生 240,000円		普通障害 260,000円 特別障害 280,000円 高齢者控除 480,000円 特別寡婦 260,000円 寡婦(夫) 300,000円 勤労学生 260,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		
医療費	総所得金額の 5% (10万円超のときは10万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		
市民税	基礎控除	280,000円		同 左		300,000円	
	均等割	2,000円		同 左		同 左	
	所得割	60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%		120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%		同 左	
府民税	均等割	700円		同 左		同 左	
	所得割	130万円以下の金額 2% 260万円 " 3% 260万円を超える金額 4%		500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市 8% 府 4% 超短期 (S62.10.1以降の譲渡) 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいずれか多い方	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000万円 超の部分は、市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいずれか多い方 □特定支出控除の創設	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいずれか多い方 株式等 市 4% 府 2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)				

市民税の税歴(10/20)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1.	H3. 3. 15.	4. 1. 1.	4. 3. 16.	5. 1. 1.	5. 3. 15.	6. 1. 1.	6. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同 左		同 左		同 左 (老人・特定扶養控除 390,000円)	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 310,000円 50,000円以上100,000円未満 300,000円 100,000円以上300,000円 (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 310,000円 400,000円以上450,000円未満 300,000円 450,000円以上300,000円 (A - 50,000)		同 左		同 左		同 左	
	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象							
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 高齢者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同 左		同 左		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同 左		同 左		同 左	
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円 (日本赤十字社も対象)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000円)		同 左		同 左		同 左	
基礎控除	310,000円		同 左		同 左		同 左		
均等割	2,000円		同 左		同 左		同 左		
市民税	所得割	160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 // 11%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	700円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2%		同 左		同 左		同 左		
	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6%		同 左		同 左		同 左		
	○特定市街化区域農地等の譲渡 市5.8% 府2.2%		同 左		同 左		同 左		
	○その他 市6% 府3%		同 左		同 左		同 左		
	□平成6年度限り所得割の20%(20万円限度)を減税		同 左		同 左		同 左		

市民税の税歴(11/20)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1.	H7. 3. 15.	H8. 1. 1.	H8. 3. 15.	H9. 1. 1.	H9. 3. 17.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000 円未満 330,000円 50,000 円以上 100,000円未満 300,000円 100,000 円以上 300,000 円 (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000 円未満 330,000円 400,000 円以上 450,000円未満 300,000円 450,000 円以上 300,000 円 (A - 50,000)	330,000円 300,000円 330,000円 300,000円	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円	同 左	同 左	同 左
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、 1,000 万円以下が対象			
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 280,000 円 高齢者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000 円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
基礎控除	330,000 円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
均等割	2,000 円	同 左	2,500 円	同 左	同 左	同 左	
市民税	所得割	200 万円以下の金額 3 % 200 万円を超える金額 8 % 700 万円 " 11 %	同 左	同 左	200 万円 以下の金額 3 % 200 万円 を超える金額 8 % 700 万円 " 12 %	同 左	同 左
府 民 税	均等割	700 円	同 左	1,000 円	同 左	同 左	同 左
所得割	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 4 %	同 左	同 左	同 左	700 万円 以下の金額 2 % 700 万円 を超える金額 3 %	同 左	同 左
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 6 % 府 3 % 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 又は 総合課税 120/100 のいずれか、多い方 株式等 市 4 % 府 2 % □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税	同 左	○その他 4,000万円以下 市 5.5 % 府 2 % 4,000万円超える 市 6 % 府 3 % □平成8年度限り所得割の15% (2万円限度)を減税	同 左	○その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円超える 8,000万円 以下 市 5.5 % 府 2 % 8,000万円超える 市 6 % 府 3 %	同 左	同 左

市民税の税歴(12/20)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1.	H10. 3. 16.	H11. 1. 1.	H11. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満	330,000円 330,000円 30,000円	同	左
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 高齢者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 高齢者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
基礎控除	330,000円		同	左	
市民 税	均等割	2,500円		同	左
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 〃 11%		200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 〃 10%	
	均等割	1,000円		同	左
府 民 税	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%		700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%	
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。		同	左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円を超える 市 6% 府 3% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税		同	左	○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止 □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税

市民税の税歴(13/20)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1.	H12. 3. 15.	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上330,000円(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A-380,000)	330,000円 330,000円		同左		同左
	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	30,000円				
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円		同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
基礎控除	330,000円			同左		同左	
市民 税	均等割	2,500円		同左		同左	
	所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%		同左		同左
府 民 税	均等割	1,000円		同左		同左	
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%		同左		同左
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の 1/2で控除する。			同左		同左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110/100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		同左	○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円

市民税の税歴(14/20)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)	330,000円 330,000円		同左		○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上 760,000円未満	30,000円				
	障害者・老年者寡婦(夫)・勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円		同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
	基礎控除	330,000円			同左		同左
	市民税	均等割	2,500円		3,000円		同左
		所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%	同左		同左
府民税	均等割	1,000円		同左		同左	
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%	同左		同左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左		同左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円			○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (2000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)	

市民税の税歴(15/20)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1.	H18. 3. 15.	H19. 1. 1.	H19. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A - 380,000)		同	左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
	均等割	3,000円		同	左
市民税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		6%(一律)	
	均等割	1,000円		同	左
府民税	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		4%(一律)	
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税 1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税 0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税 0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0%(上場分) 市3.4% 府1.6%(非公開分) □定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) □定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		

市民税の税歴(16/20)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1.	H20. 3. 17.	H21. 1. 1.	H21. 3. 16.	H22. 1. 1.	H22. 3. 16.	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左	同	左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)		同	左	同	左	
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象						
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)		同	左	同	左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		(税額控除に改組)		同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	
	基礎控除	330,000円		同	左	同	左	
	税率	市民税均等割	3,000円					
		市民税所得割	6%(一律)		同	左	同	左
府民税均等割		1,000円						
府民税所得割		4%(一律)						
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額		同	左	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能 額のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額 のうち所得税において控除しきれなかった額、又は 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5 を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは 9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から 差し引いた金額		
	寄附金税額控除			・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて 全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左	
摘要	税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる 平成19年度市・府民税の減額措置							
	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算32万円 (※)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	同	左		

市民税の税歴(17/20)

		平成23年度		平成24年度	
賦課期日・申告期限		H23. 1. 1.		H24. 1. 1.	
		H23. 3. 15.		H24. 3. 15.	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除(16歳～18歳) 特定扶養控除(19歳～22歳) 同居老親等扶養控除	330,000円 380,000円 330,000円 450,000円 450,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A - 380,000)	330,000円 30,000円	同左	
	A… 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満	30,000円		
	障害者	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生	260,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生	260,000円
	寡婦(夫)	特別障害	300,000円	特別障害	300,000円
	勤労学生	特別寡婦	300,000円	同居特別障害 特別寡婦	530,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)			同左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)			同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同左
医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)			同左	
税率	基礎控除	330,000円		同左	
	市民税均等割	3,000円			
	市民税所得割	6%(一律)		同左	
	府民税均等割	1,000円			
税額控除	府民税所得割	4%(一律)			
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左	
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額 のうち所得税において控除しきれなかった額、又は 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を 乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円) のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同左	
寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同左		
				○0歳～15歳の扶養控除の廃止	

市民税の税歴(18/20)

		平成25年度		平成26年度	
賦課期日・申告期限		H25. 1. 1.	H25. 3. 15.	H26. 1. 1.	H26. 3. 17.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 ※ A… 配偶者の合計所得金額		同	左
	※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	750,000円以上760,000円未満 30,000円			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同	左
税率	基礎控除	330,000円		同	左
	市民税均等割	3,000円		3,500円	
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,000円		1,500円	
税額控除	府民税所得割	4%(一律)		同	左
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同	左
寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

市民税の税歴(19/20)

		平成27年度		平成28年度	
賦課期日・申告期限		H27. 1. 1.	H27. 3. 16.	H28. 1. 1.	H28. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 ※ A… 配偶者の合計所得金額		同	左
	※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	750,000円以上760,000円未満 30,000円			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同	左
基礎控除	330,000円		同	左	
税率	市民税均等割	3,500円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,500円		1,800円	
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

市民税の税歴(20/20)

		平成29年度	
賦課期日・申告期限		H29. 1. 1.	H29. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳~22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 ※ A… 配偶者の合計所得金額	
	※ 合計所得金額 1,000万円以下の 納税者が対象	750,000円以上760,000円未満 30,000円	
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円	
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円
	除	どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は2,000,000円)	
基礎控除	330,000円		
税率	市民税均等割	3,500円	
	市民税所得割	6%(一律)	
	府民税均等割	1,800円	
	府民税所得割	4%(一律)	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算	
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		

諸税の税歴(1/11)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人 市 民 税	法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
	法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	
市たばこ消費税	11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左	
固定資産税	1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
電気税・ガス税	10/100	9/100	8/100	7/100	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(2/11)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人 市 民 税	法人税割	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円		同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税	18.1 / 100		同 左	同 左	同 左	同 左
固定資産税	1.4 / 100		同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産30万円	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円
電気税・ガス税	7 / 100		同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)
特別土地保有税	—		—	—	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左
都市計画税	0.2 / 100		同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(3/11)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人税	法人税割	14.5/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円 軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 5,900円 2輪の小型自動車 3,300円 小型特殊自動車 農業作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	
電気税	5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左	
ガス税	3/100 (1月1日から5月31日分 までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の 検針分より2/100を適用)	2/100	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	0.3/100	

諸税の税歴(4/11)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人	法人税割	14. 5/100	14. 7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
	市 民 税	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 700 円 90 " 1,100 円 125 " 1,450 円 軽自動車 2輪のもの 2,200 円 3輪のもの 2,850 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 家用貨物 3,650 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 家用乗用 6,500 円 2輪の小型自動車 3,650 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,450 円 その他 4,300 円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左	ミニカー 2,500円
市たばこ消費税	18. 1/100	同 左	同 左	同 左	同 左	従価割 14. 3/100 従量割 1000本につき 350 円
固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土 地 15万円 家 屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(5/11)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人	法人税割	14.7/100	同左	同左	同左
	市	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同左	同左	同左
市民	税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同左	同左	同左
市たばこ消費	税	従価割 14.3/100 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63年3月31日までの間、従量割の税率は1,000本につき 640円	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同左	同左
固定資産	税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同左	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同左
電気	税	5/100	廃止	——	——
ガス	税	2/100	廃止	——	——
特別土地保有	税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同左	同左	保有分 1.4/100 取得分 3/100 遊休土地分 1.4/100
都市計画	税	0.3/100	同左	同左	同左

諸税の税歴(6/11)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 そ の 他 4,700円	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	平成15年度から課税停止	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(7/11)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
市民税	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左
	市たばこ税	1,000 本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000 本につき 2,977 円 (7月1日から3,298 円) ただし、旧三級品の紙巻た ばこは1,000本につき1,266 円(7月1日から1,564円)	1,000 本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円	1,000 本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円 (10月1日から2,190円)
	固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	同 左
	特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左
	都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	入湯税	—	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左

諸税の税歴(8/11)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	12.1/100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000 本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,190円	同 左	1,000 本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,495円	同 左	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(9/11)

平成27年度	
法人税割	12.1/100 (平成26年10月1日以後に始まる事業年度から適用)
	<p>法人税</p> <p>○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円</p> <p>○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円</p> <p>○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円</p> <p>○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円</p> <p>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円</p> <p>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円</p> <p>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円</p> <p>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円</p> <p>○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円</p> <p>○その他 60,000円</p>
法人均等割	<p>原動機付自転車</p> <p>50cc以下 1,000円</p> <p>90 " 1,200円</p> <p>125 " 1,600円</p> <p>ミニカー 2,500円</p> <p>軽自動車</p> <p>2輪のもの 2,400円</p> <p>3輪のもの 3,100円</p> <p>4輪の営業用貨物 3,000円</p> <p>〃 自家用貨物 4,000円</p> <p>〃 営業用乗用 5,500円</p> <p>〃 自家用乗用 7,200円</p> <p>〔平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける三輪以上の軽自動車〕</p> <p>3輪のもの 3,900円</p> <p>4輪の営業用貨物 3,800円</p> <p>〃 自家用貨物 5,000円</p> <p>〃 営業用乗用 6,900円</p> <p>〃 自家用乗用 10,800円</p> <p>2輪の小型自動車 4,000円</p> <p>小型特殊自動車</p> <p>農業作業用 1,600円</p> <p>その他 4,700円</p>
軽自動車税	
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,495円
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円
特別土地保有税	平成15年度から課税停止
都市計画税	0.3 / 100
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円

諸税の税歴(10/11)

		平成28年度																																																					
法人税割	法人税割	12. 1/100																																																					
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																					
市民税	原動機付自転車	■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(新規検査後13年以内)</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)※1</th> <th rowspan="2">最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※2 (一部除外有) ※3</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽自動車</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(新規検査後13年以内)		平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)※1		最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※2 (一部除外有) ※3	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪	軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円			乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円			貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円			貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																			
	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(新規検査後13年以内)			平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)※1		最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※2 (一部除外有) ※3																																																
三輪		軽三輪	三輪	軽三輪																																																			
軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																			
	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																																			
	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																			
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																			
軽自動車税	50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円	※1 平成27年4月1日以後に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽三輪以上の車両から新税率が適用。 ※2 最初の新規検査後13年を経過した車両。平成28年度は、平成14年12月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いためその年の12月に読み替えて判断。 ※3 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車などは、経年重課の適用から除外。 ■グリーン化特例 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税を軽減。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>高</th> <th>中</th> <th>低</th> <th>低</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>電気軽自動車など</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四輪乗用</td> <td>自家用 10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>燃費基準+35%達成車</td> <td>燃費基準+20%達成車</td> <td>燃費基準+15%達成車</td> <td>燃費基準達成車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業用 6,900円</td> <td>1,800円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四輪貨物</td> <td>自家用 5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td></td> <td>3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業用 3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td></td> <td>2,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td></td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	標準税額	← 環境性能 →				高	中	低	低			電気軽自動車など	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車	四輪乗用	自家用 10,800円	2,700円	燃費基準+35%達成車	燃費基準+20%達成車	燃費基準+15%達成車	燃費基準達成車		営業用 6,900円	1,800円					四輪貨物	自家用 5,000円	1,300円	2,500円		3,800円			営業用 3,800円	1,000円	1,900円		2,900円		三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円	
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																					
		高	中	低	低																																																		
		電気軽自動車など	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																																	
四輪乗用	自家用 10,800円	2,700円	燃費基準+35%達成車	燃費基準+20%達成車	燃費基準+15%達成車	燃費基準達成車																																																	
	営業用 6,900円	1,800円																																																					
四輪貨物	自家用 5,000円	1,300円	2,500円		3,800円																																																		
	営業用 3,800円	1,000円	1,900円		2,900円																																																		
三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円																																																		
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,925円																																																						
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																						
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																						
都市計画税	0.3 / 100																																																						
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円																																																						

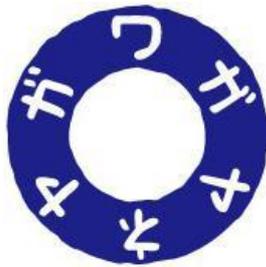
諸税の税歴(11/11)

		平成29年度																																															
法人税割	法人税割	12. 1/100																																															
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																															
市民税	原動機付自転車	■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新規検査率）※1</th> <th colspan="2">最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3</th> </tr> <tr> <th>軽三輪</th> <th>軽四輪</th> <th>軽三輪</th> <th>軽四輪</th> <th>軽三輪</th> <th>軽四輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td></td> <td>3,900円</td> <td></td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">軽自動車</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td></td> <td>10,800円</td> <td></td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td></td> <td>6,900円</td> <td></td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td></td> <td>5,000円</td> <td></td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td>3,800円</td> <td></td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新規検査率）※1		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3		軽三輪	軽四輪	軽三輪	軽四輪	軽三輪	軽四輪	三輪	軽三輪	3,100円		3,900円		4,600円	軽自動車	乗用・自家用	7,200円		10,800円		12,900円	乗用・営業用	5,500円		6,900円		8,200円	貨物・自家用	4,000円		5,000円		6,000円		貨物・営業用	3,000円		3,800円		4,500円
	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）			平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新規検査率）※1		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3																																										
軽三輪		軽四輪	軽三輪	軽四輪	軽三輪	軽四輪																																											
三輪	軽三輪	3,100円		3,900円		4,600円																																											
軽自動車	乗用・自家用	7,200円		10,800円		12,900円																																											
	乗用・営業用	5,500円		6,900円		8,200円																																											
	貨物・自家用	4,000円		5,000円		6,000円																																											
	貨物・営業用	3,000円		3,800円		4,500円																																											
軽自動車税	50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円	■グリーン化特例 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成29年度分に限りの軽自動車税を軽減。																																															
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき3,355円																																																
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																
都市計画税	0.3 / 100																																																
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円																																																

主な税制改正【平成28年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																															
個人市民税	公的年金からの特別徴収における仮徴収税額の算定方法の変更	<p>公的年金からの年間の徴収税額の平準化を図るため、年金特別徴収における仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>また、公的年金からの特別徴収対象者が他市町村に転出した場合や特別徴収の税額に変更が生じた場合、特別徴収から普通徴収に徴収方法を変更していたが、一定の要件の下では特別徴収を継続する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">仮徴収</th> <th colspan="3">本徴収</th> </tr> <tr> <th>4月</th> <th>6月</th> <th>8月</th> <th>10月</th> <th>12月</th> <th>2月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td colspan="3">前年度の本徴収額×1/3 (2月分と同額になる)</td> <td colspan="3">(年税額－仮徴収額)× 1/3</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td colspan="3">前年度の年税額×1/6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1/6)</td> <td colspan="3">(年税額－仮徴収額)× 1/3</td> </tr> </tbody> </table>		仮徴収			本徴収			4月	6月	8月	10月	12月	2月	改正前	前年度の本徴収額×1/3 (2月分と同額になる)			(年税額－仮徴収額)× 1/3			改正後	前年度の年税額×1/6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1/6)			(年税額－仮徴収額)× 1/3			平成28年10月1日以降の特別徴収分より適用	25				
		仮徴収			本徴収																														
		4月	6月	8月	10月	12月	2月																												
改正前	前年度の本徴収額×1/3 (2月分と同額になる)			(年税額－仮徴収額)× 1/3																															
改正後	前年度の年税額×1/6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1/6)			(年税額－仮徴収額)× 1/3																															
	ふるさと納税の特例控除額の上限の拡充	ふるさと納税の特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充する。	平成28年度分から (平成27年1月1日以降に行うふるさと納税が対象)	27																															
	ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、寄附先の自治体数が5団体以内で、寄附先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出することで、本来所得税で受ける還付相当額を翌年の住民税で減額する仕組みを創設。	平成28年度分から (平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象)	27																															
軽自動車税	税率の見直し	<p>原動機付自転車及び二輪車等（小型特殊自動車を含む）に係る税率について、新税率を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>現行</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超 90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超 125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 二輪車 250cc以下</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>250cc超</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農業用</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700円</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		現行	新税率	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円	ミニカー	2,500円	3,700円	軽自動車 二輪車 250cc以下	2,400円	3,600円	二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円	小型特殊自動車	農業用	1,600円	2,400円	その他	4,700円	5,900円	平成28年度分から (平成27年度改正にて1年延期され、平成28年度からとなった。)	26・27
区分		現行	新税率																																
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円																																
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円																																
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円																																
	ミニカー	2,500円	3,700円																																
	軽自動車 二輪車 250cc以下	2,400円	3,600円																																
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円																																
小型特殊自動車	農業用	1,600円	2,400円																																
	その他	4,700円	5,900円																																

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																																										
軽自動車税	税率の見直し (重課制度の導入)	<p>環境性能の維持・強化を図るなどの観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪及び四輪の軽自動車に対して、約20%の重課制度を導入する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>現行</th> <th>重課税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>7,200円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		現行	重課税率	軽自動車	三輪		3,100円	4,600円	四輪	乗用 営業用	5,500円	8,200円	乗用 自家用	7,200円	12,900円	貨物	営業用	3,000円	4,500円	自家用	4,000円	6,000円	平成28年度分から	26																																			
	区分		現行	重課税率																																																										
軽自動車	三輪		3,100円	4,600円																																																										
	四輪	乗用 営業用	5,500円	8,200円																																																										
		乗用 自家用	7,200円	12,900円																																																										
	貨物	営業用	3,000円	4,500円																																																										
自家用		4,000円	6,000円																																																											
グリーン化特例(軽課)の導入	<p>平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した三輪及び四輪の軽自動車(新車に限る)で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、取得をした日の属する年度の翌年度分(平成28年度分)に限り税額を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>燃費基準達成度(例:乗用)</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車及び天然ガス自動車</td> <td>概ね1/4</td> </tr> <tr> <td>平成32年度燃費基準+20%達成</td> <td>概ね1/2</td> </tr> <tr> <td>平成32年度燃費基準達成</td> <td>概ね3/4</td> </tr> </tbody> </table>	燃費基準達成度(例:乗用)	税額	電気自動車及び天然ガス自動車	概ね1/4	平成32年度燃費基準+20%達成	概ね1/2	平成32年度燃費基準達成	概ね3/4	平成28年度分	27																																																			
燃費基準達成度(例:乗用)	税額																																																													
電気自動車及び天然ガス自動車	概ね1/4																																																													
平成32年度燃費基準+20%達成	概ね1/2																																																													
平成32年度燃費基準達成	概ね3/4																																																													
たばこ税	旧三級品に係る特例廃止	<p>旧三級品の製造たばこに係る特例税率を、平成28年度から段階的に廃止する。 また、旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引き上げ後の価格で販売することによる不当利得の防止のために手持品課税が実施される。 (参考) ※旧三級品(わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの6銘柄)</p> <p style="text-align: center;">税率:円/1,000本</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>市</th> <th>府</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>2,495円</td> <td>411円</td> <td>2,906円</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日から</td> <td>2,925円</td> <td>481円</td> <td>3,406円</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日から</td> <td>3,355円</td> <td>551円</td> <td>3,906円</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日から</td> <td>4,000円</td> <td>656円</td> <td>4,656円</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日から</td> <td>5,262円</td> <td>860円</td> <td>6,122円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般品の税率</th> <th>市</th> <th>府</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5,262円</td> <td>860円</td> <td>6,122円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1箱(20本)当たりの税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>116円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日から</td> <td>136円</td> <td>+20円(うち市税分8.6円)</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日から</td> <td>156円</td> <td>+20円(うち市税分8.7円)</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日から</td> <td>186円</td> <td>+30円(うち市税分12.9円)</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日から</td> <td>245円</td> <td>+59円(うち市税分25.24円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般品の税率</th> <th>市</th> <th>府</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>245円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	市	府	国	現行	2,495円	411円	2,906円	平成28年4月1日から	2,925円	481円	3,406円	平成29年4月1日から	3,355円	551円	3,906円	平成30年4月1日から	4,000円	656円	4,656円	平成31年4月1日から	5,262円	860円	6,122円	一般品の税率	市	府	国		5,262円	860円	6,122円	実施時期	税率		現行	116円		平成28年4月1日から	136円	+20円(うち市税分8.6円)	平成29年4月1日から	156円	+20円(うち市税分8.7円)	平成30年4月1日から	186円	+30円(うち市税分12.9円)	平成31年4月1日から	245円	+59円(うち市税分25.24円)	一般品の税率	市	府	国		245円			平成28年度分から	27
実施時期	市	府	国																																																											
現行	2,495円	411円	2,906円																																																											
平成28年4月1日から	2,925円	481円	3,406円																																																											
平成29年4月1日から	3,355円	551円	3,906円																																																											
平成30年4月1日から	4,000円	656円	4,656円																																																											
平成31年4月1日から	5,262円	860円	6,122円																																																											
一般品の税率	市	府	国																																																											
	5,262円	860円	6,122円																																																											
実施時期	税率																																																													
現行	116円																																																													
平成28年4月1日から	136円	+20円(うち市税分8.6円)																																																												
平成29年4月1日から	156円	+20円(うち市税分8.7円)																																																												
平成30年4月1日から	186円	+30円(うち市税分12.9円)																																																												
平成31年4月1日から	245円	+59円(うち市税分25.24円)																																																												
一般品の税率	市	府	国																																																											
	245円																																																													



市 税 概 要 （平成29年度版）

平成30年3月発行

発 行 寝屋川市

編 集 寝屋川市財務部税務室

大阪府寝屋川市本町1番1号

電話(072)824-1181(代)内線2222



寝屋川市ホームページ <http://www.city.neyagawa.osaka.jp/>